

令和5年度環境常時監視測定結果等 添付資料

1	大気関係	1
	(1) 大気汚染測定結果	1
	(2) 有害大気汚染物質測定結果	11
	(3) アスベスト大気濃度調査結果	13
2	水質関係	14
	(1) 公共用水域水質測定結果	14
	(2) 地下水水質測定結果	21
	(3) ゴルフ場使用農薬水質監視調査結果	23
3	ダイオキシン類測定結果	25
	(1) 環境中のダイオキシン類測定	25
	(2) 発生源のダイオキシン類測定	28
4	自動車騒音調査結果	35
5	高浜発電所及び大飯発電所に係る環境影響監視結果等	37



## 1 大気関係

### (1) 大気汚染測定結果

#### ア 測定状況

京都市地域14局、府中・南部地域14局、府北部地域5局の計33局の測定局において、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質等の大気汚染物延べ176項目について測定を実施した。

(京都市地域は京都市が測定実施)

#### ◆測定局設置状況と測定項目数

地域名	測定局数	測定局内訳		大気汚染物質の延べ測定項目数
		一般局	自排局	
京都市地域	14局	9局	5局	76
府中・南部地域	14局	12局	2局	73
府北部地域	5局	5局	—	27
合計	33局	26局	7局	176

※自排局：自動車排出ガス測定局

#### イ 測定結果の概要

二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については全局で長期的評価による環境基準を達成した。

微小粒子状物質(PM2.5)については、長期基準、短期基準とも全局で環境基準を達成した。

光化学オキシダントについては、令和5年度の注意報発令は1日(令和3及び4年度は0日)であったが、光化学スモッグによる被害の訴えはなかった。

令和5年度大気汚染の長期的評価による環境基準達成状況等

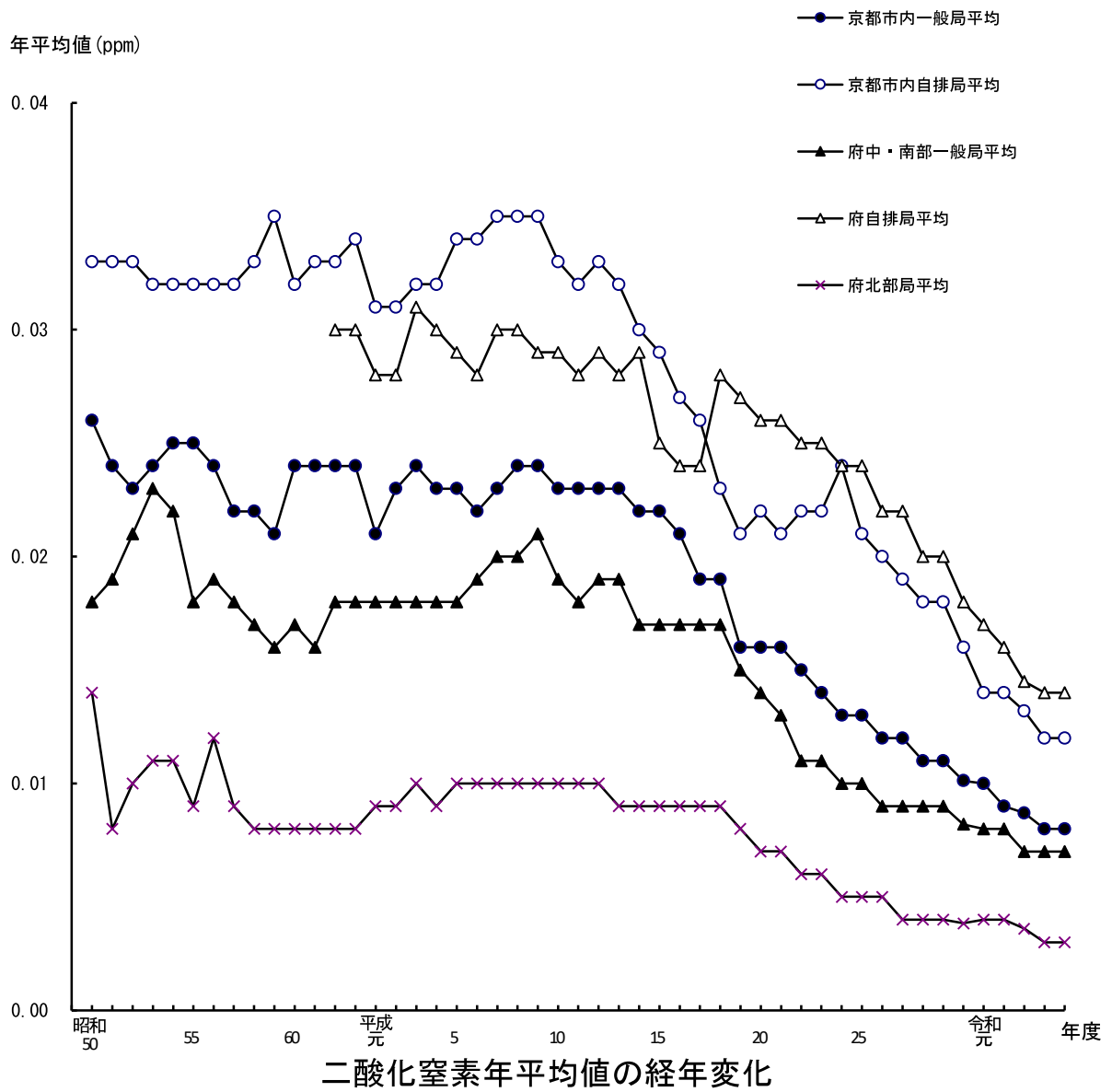
市 町	測 定 局	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	光化学 オキシダント	微小粒子状物質
京 都 市	市 役 所	○	○			×	○
	壬 生	○	○	○		×	○
	伏 見	○	○	○		×	○
	山 科	○	○	○		×	○
	左 京	○	○			×	
	西 京	○	○	○		×	○
	久 我	○	○			×	
	北	○				×	
	醍 醐	○	○			×	○
	自 排 南	○	○		○		○
	自 排 大 宮	○	○		○		○
	自 排 山 科	○	○		○		○
自 排 上 京	○	○				○	
自 排 西ノ京	○	○				○	
向 日 市	向 陽	○	○	○		×	○
大 山 崎 町	大 山 崎	○	○			×	
宇 治 市	宇 治	○	○			×	○
城 陽 市	城 陽	○	○			×	○
久 御 山 町	久 御 山	○	○	○		×	○
京 田 辺 市	田 辺	○	○			×	○
井 手 町	井 手						○
木 津 川 市	木 津	○	○	○		×	○
南 山 城 村	南 山 城						○
精 華 町	精 華	○	○			×	○
亀 岡 市	亀 岡	○	○	○		×	○
南 丹 市	南 丹	○	○			×	○
福 知 山 市	福 知 山	○	○	○		×	○
舞 鶴 市	東 舞 鶴	○	○	○		×	○
綾 部 市	綾 部	○	○			×	○
宮 津 市	宮 津	○	○			×	○
京 丹 後 市	京 丹 後	○	○			×	○
大 山 崎 町	国道171号(自排)	○	○		○		○
八 幡 市	国道1号(自排)	○	○			×	○

- (注) 1 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、長期的評価による環境基準達成を○、非達成を●で示しています。
- 2 光化学オキシダントについては、長期的評価の方法が示されていないため、昼間時間帯の1時間値(6~20時)が環境基準を達成していない局を×で示しています。
- 3 微小粒子状物質については、環境基準達成(長期基準、短期基準ともに満足しているもの)を○、環境基準非達成のうち長期基準のみ満足しているものを●、長期基準、短期基準ともに満足していないものを×で示しています。
- 4 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素及び微小粒子状物質については、有効測定局(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については年間の測定時間が6,000時間以上の測定局、微小粒子状物質については年間有効測定日数が250日以上)の測定局)については、評価を行いました。一は年間の有効測定日数を満たさないため評価を行わないことを示します。
- 5 京都市内の測定局については、京都市が測定したものです。
- 6 「自排」は自動車排出ガス測定局を示しています。

長期的評価による環境基準達成状況等の経年変化

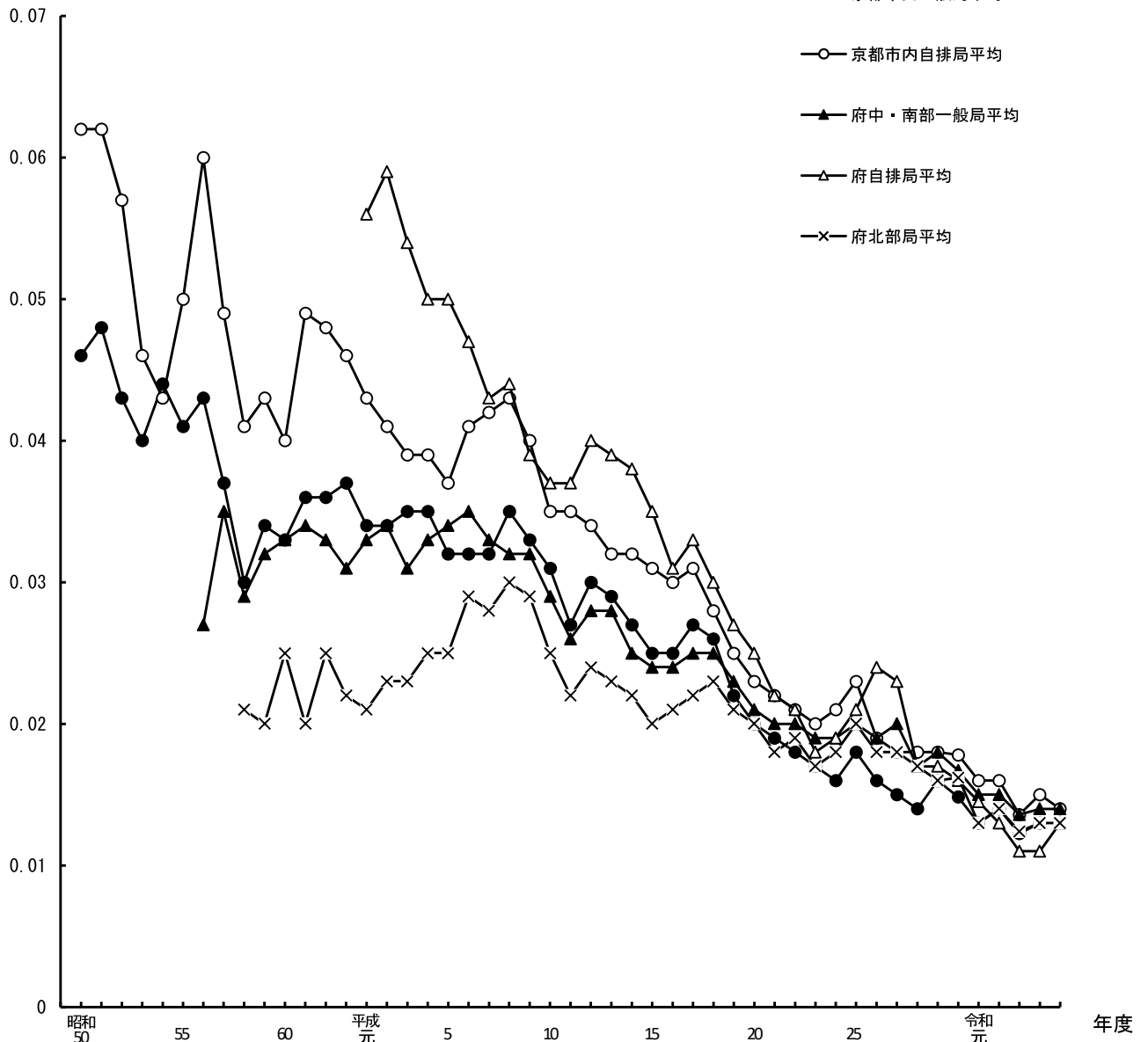
項 目		表 示 方 法	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
二 酸 化 窒 素	一 般 環 境 大 気 測 定 局	ゾーンを上回る局数   ゾーン内の局数   ゾーンを下回る局数 有効測定局数	0   0   23 23	0   0   24 24	0   0   24 24	0   0   24 24	0   0   24 24
		「ゾーン内の地域」における1日平均値の年間98%値の上位3局の平均値(ppm)	0.028	0.029	0.029	0.025	0.024
窒 素	自 動 車 排 出 ガ ス 測 定 局	ゾーンを上回る局数   ゾーン内の局数   ゾーンを下回る局数 有効測定局数	0   0   7 7	0   0   7 7	0   0   7 7	0   0   7 7	0   0   7 7
		環境基準達成局数/有効測定局数	28/28	30/30	30/30	30/30	30/30
浮 遊 粒 子 状 物 質	同上 (%)	100	100	100	100	100	
二 酸 化 硫 黄	環境基準達成局数/有効測定局数	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	
	同上 (%)	100	100	100	100	100	
一 酸 化 炭 素	環境基準達成局数/有効測定局数	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	
	同上 (%)	100	100	100	100	100	
微 小 粒 子 状 物 質	環境基準達成局数/有効測定局数	28/28	28/28	28/28	29/29	29/29	
	同上 (%)	100	100	100	100	100	
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	環境基準達成局数/測定局数	0/24	0/25	0/25	0/25	0/25	
	同上 (%)	0	0	0	0	0	

- (注) 1 有効測定局とは二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については年間測定時間が6,000時間以上、微小粒子状物質については年間有効測定日数が250日以上の測定局です。
- 2 ゾーンを上回る局、ゾーン内の局及びゾーンを下回る局とは、日平均値の年間98%値が各々、0.06ppmを超える局、0.04ppm以上0.06ppm以下のゾーン内の局及び0.04ppm未満の局を示します。
- 3 「ゾーン内の地域」とは、「二酸化窒素に係る環境基準等に基づく地域区分について(昭和54年8月7日付け環境庁大気保全局長通知)」において「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域」として判定された、京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、木津川市、精華町の地域を示します。(京都市は昭和54年8月7日時点の京都市の区域に限る。)
- 4 光化学オキシダントについては、長期的評価の方法が示されていないため、昼間時間帯の1時間値(6~20時)が環境基準を達成している局を達成としています。
- 5 微小粒子状物質については、長期基準及び短期基準をともに達成している局を環境基準達成としています。



(注) 平成18年度に一部の自排局の位置を変更。(長岡京局の廃止など)  
平成26年度に精華局の位置を変更。

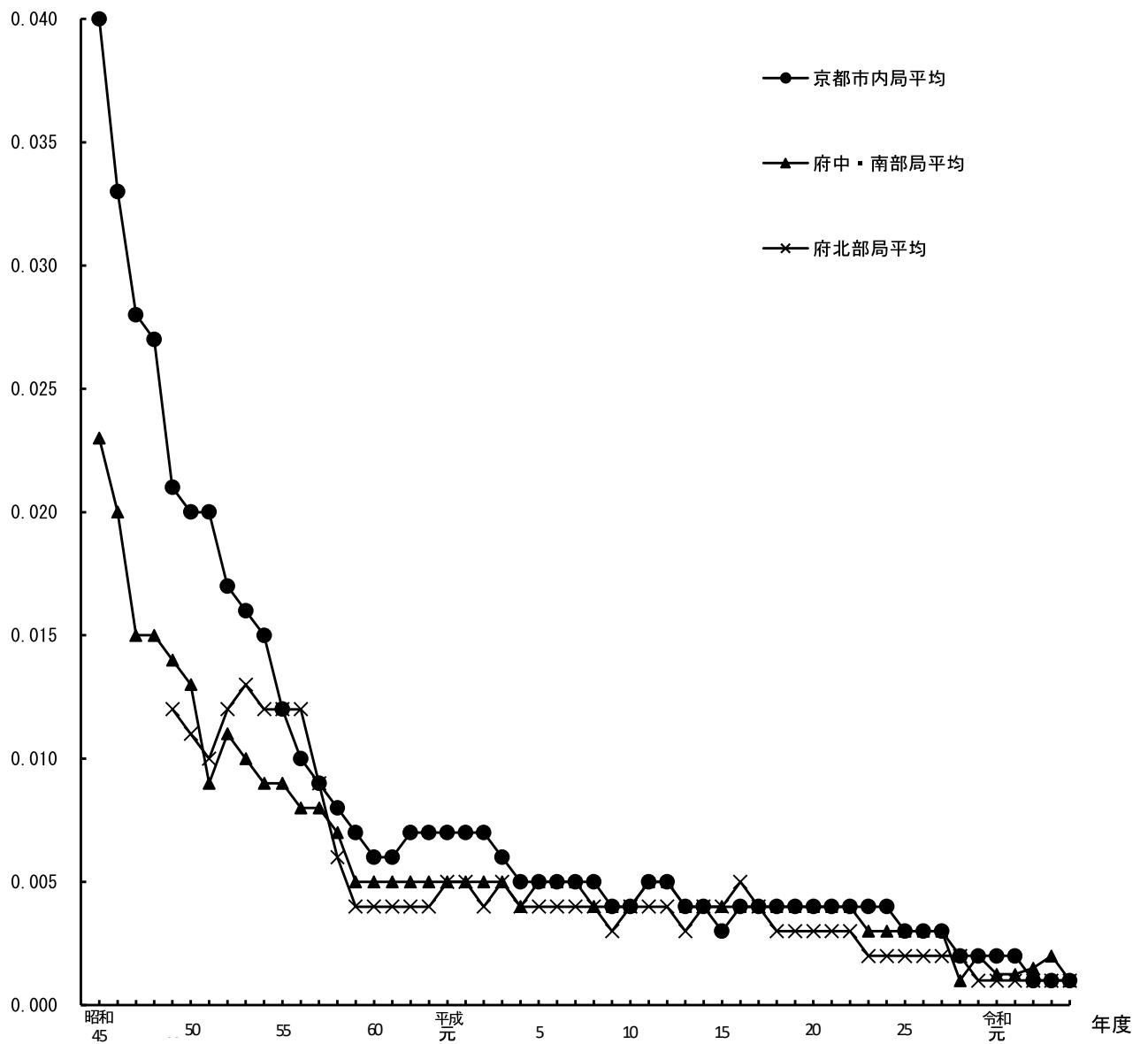
年平均値 (mg/m<sup>3</sup>)



浮遊粒子状物質年平均値の経年変化

(注) 平成18年度に一部の自排局の位置を変更。(長岡京局の廃止など)  
平成26年度に精華局の位置を変更。

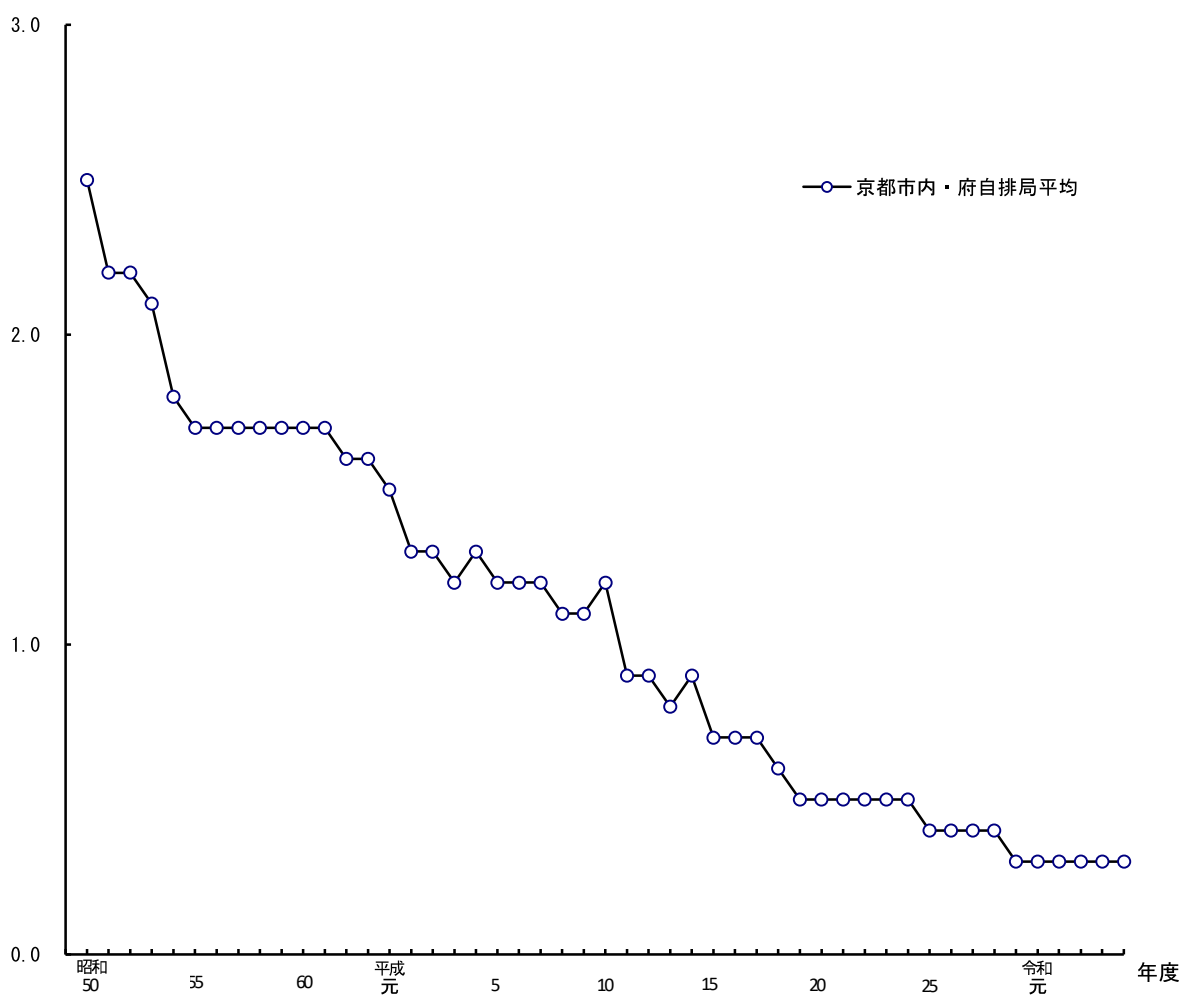
年平均値 (ppm)



二酸化硫黄年平均値の経年変化

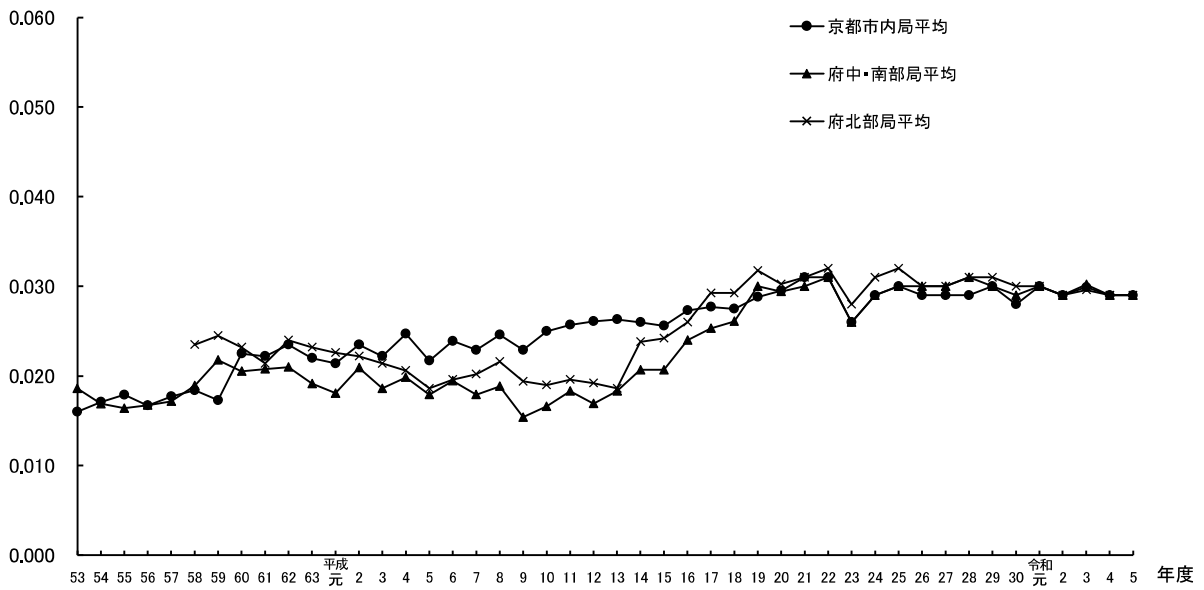


年平均値 (ppm)

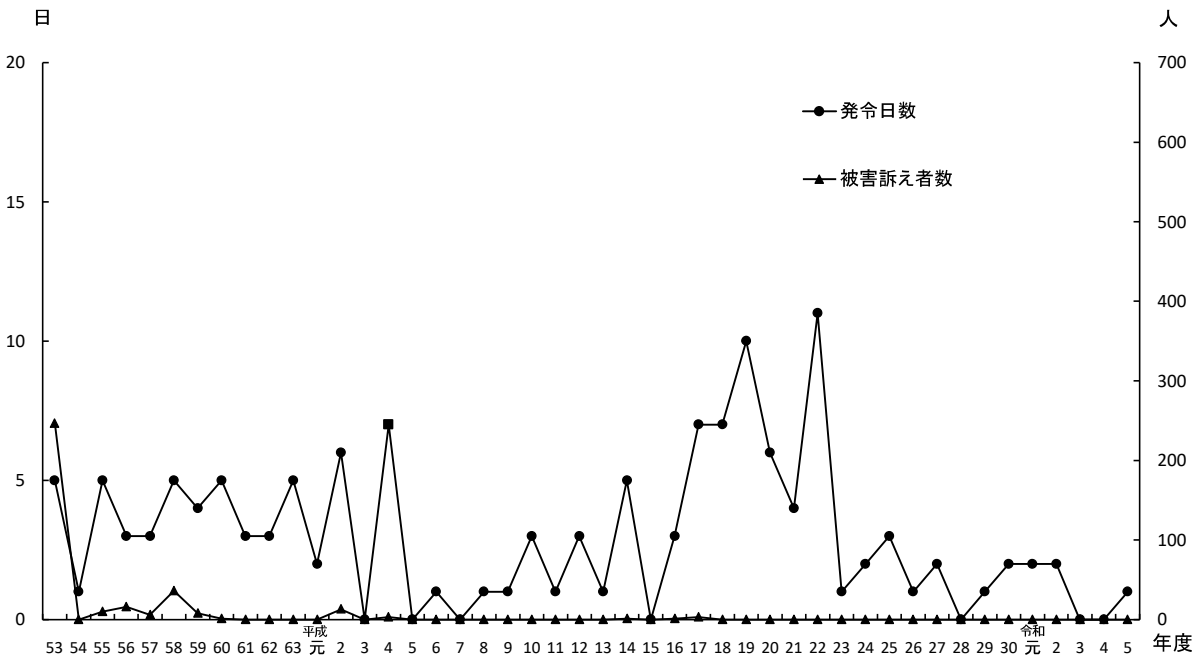


一酸化炭素年平均値の経年変化

年平均値 (ppm)

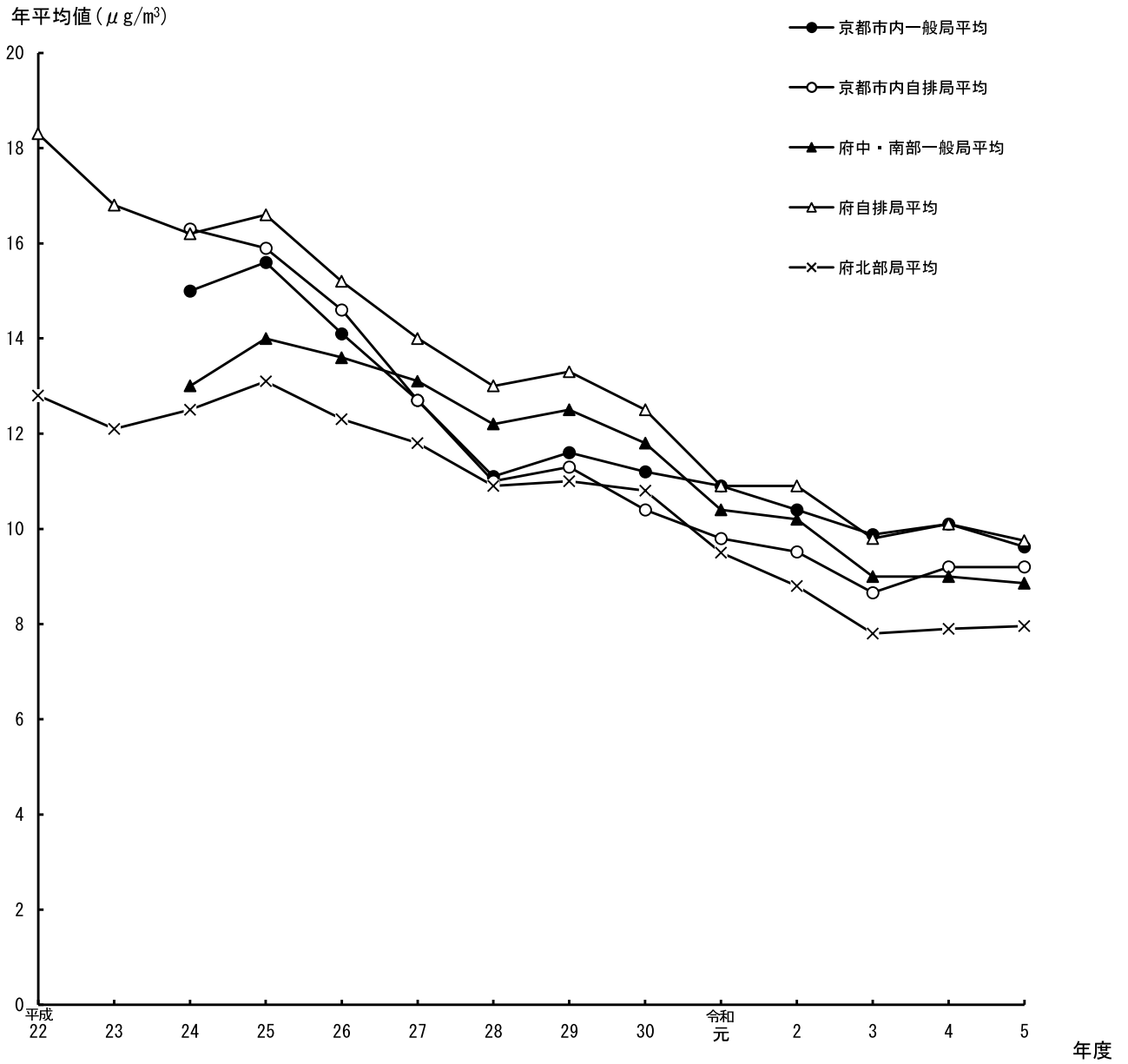


光化学オキシダント年平均値の経年変化



発令日数と被害訴え者数

※光化学オキシダントは、窒素酸化物、炭化水素、揮発性有機化合物を主体とする汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質ですので、その年の気象条件に左右され、年により高濃度の発現頻度が増減します。  
 また、光化学大気汚染は、その汚染メカニズムなど未解明な部分も多いことに加え、オキシダント濃度の上昇要因の一つとして、広域的な大気汚染の影響も指摘されていることから、国においては、原因の解明やより効果的な対策の検討を進めるとともに、日中韓との国際的な取組を進めています。



### 微小粒子状物質 (PM2.5) 年平均値の経年変化

(注) 平成22、23年度は福知山局及び国道171局 (自排) のみ

## 微小粒子状物質(PM2.5)測定結果

市町	測定局	環境基準達成状況				
		長期基準	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	短期基準	日平均値の年間98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	長期基準、短期 基準ともに達成
京都市	市役所	○	8.9	○	21.4	○
	壬生	○	11.0	○	23.8	○
	伏見	○	9.0	○	20.9	○
	山科	○	9.0	○	20.5	○
	西京	○	9.4	○	20.6	○
	醍醐	○	10.4	○	22.1	○
	自排南	○	9.5	○	22.8	○
	自排大宮	○	10.2	○	22.0	○
	自排山科	○	8.2	○	21.4	○
	自排上京	○	9.0	○	22.0	○
自排西ノ京	○	9.1	○	20.9	○	
向日市	向陽	○	9.6	○	21.5	○
宇治市	宇治	○	8.5	○	19.5	○
久御山町	久御山	○	8.8	○	20.0	○
城陽市	城陽	○	9.9	○	22.3	○
京田辺市	田辺	○	9.1	○	20.6	○
井手町	井手	○	8.0	○	19.0	○
木津川市	木津	○	8.7	○	19.4	○
南山城村	南山城	○	7.8	○	17.7	○
精華町	精華	○	9.7	○	21.3	○
亀岡市	亀岡	○	8.3	○	18.7	○
南丹市	南丹	○	9.1	○	21.3	○
福知山市	福知山	○	8.7	○	20.5	○
舞鶴市	東舞鶴	○	7.1	○	18.0	○
綾部市	綾部	○	8.4	○	19.7	○
宮津市	宮津	○	8.3	○	21.3	○
京丹後市	京丹後	○	7.3	○	18.5	○
大山崎町	国道171号(自排)	○	9.0	○	19.9	○
八幡市	国道1号(自排)	○	10.5	○	23.6	○
環境基準	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。					

- (注) 1 環境基準の達成状況については、長期基準及び短期基準の達成、非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することにより評価します。
- 2 長期基準：長期的評価として測定結果の1年平均値について評価します。
- 3 短期基準：1日平均値の年間98%値を評価します。
- 4 京都市内の測定局については、京都市が測定したものです。
- 5 ーは年間の有効測定日数を満たさないため評価を行わないことを示します。

## (2) 有害大気汚染物質測定結果

### ア 有害大気汚染物質の概要

有害大気汚染物質とは、低濃度ではあるが長期ばく露によって人の健康を損なうおそれのある物質をいい、中央環境審議会（平成22年10月）において「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」として248物質及び「優先取組物質」として23物質がリスト化されている。

府では令和5年度、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン等の22物質を測定した。

### イ 測定地点及び測定回数

一般環境、固定発生源周辺、沿道の7地点で、毎月1回測定を実施した。（京都市地域は京都市が測定を実施）

### ウ 測定結果の概要

環境基準が設定されている4物質のうち、ベンゼンについては7地点において、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては3地点において測定した結果、全ての地点で環境基準を達成した。

令和5年度有害大気汚染物質環境モニタリング実施結果概要(1)

測定物質名	区分	測定地点	令和5年度結果			4年度結果	環境基準
			最小値	最大値	平均値	平均値	
ベンゼン	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.059	0.81	0.50	0.43	3
		久御山	0.27	1.0	0.61	0.72	
		京都市南部まち美化事務所	0.12	1.4	0.73	0.62	
	沿道	自排大宮局	0.19	1.2	0.85	0.93	
		自排山科局	0.18	1.3	0.79	0.67	
		国道171号	0.24	1.1	0.60	0.72	
		国道1号	0.32	1.2	0.82	0.99	
トリクロロエチレン	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.0035	0.33	0.13	0.098	130
		久御山	0.16	1.6	0.58	0.70	
	固定発生源周辺	京都市南部まち美化事務所	0.0035	4.6	1.4	1.1	
テトラクロロエチレン	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.0035	0.43	0.15	0.085	200
		久御山	0.031	0.22	0.090	0.13	
	固定発生源周辺	京都市南部まち美化事務所	0.0035	2.8	0.74	0.61	
ジクロロメタン	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.46	3.9	2.0	1.3	150
		久御山	0.68	2.5	1.5	1.6	
		京都市南部まち美化事務所	0.60	3.4	2.0	1.5	

(注)1 平均値は、測定結果が検出下限値未満のものについては検出下限値の1/2として算出することとしています。

2 環境基準は年平均値で評価します。

3 京都市左京区総合庁舎、京都市南部まち美化事務所、自排大宮局及び自排山科局の結果については、京都市が測定したものです。

4  $1\mu\text{g}$ =100万分の1g

令和5年度有害大気汚染物質環境モニタリング実施結果概要(2)

測定物質名	区分	測定地点	令和5年度結果			4年度結果	指針値
			最小値	最大値	平均値	平均値	
アクリロニトリル	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.00085	0.14	0.071	0.011	2
		久御山	0.0012	0.06	0.018	0.012	
		京都市南部まち美化事務所	0.00085	0.14	0.077	0.018	
アセトアルデヒド	一般環境	京都市左京区総合庁舎	1.3	18	3.9	2.4	120
		久御山	0.75	3.2	1.7	1.7	
	沿道	自排大宮局	1.5	5.9	3.1	2.8	
		自排山科局	1.0	7.1	2.9	2.8	
		国道171号	0.96	3.3	1.8	1.4	
		国道1号	0.96	3.1	2.0	1.7	
塩化ビニルモノマー	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.00025	0.0088	0.0008	0.0093	10
		久御山	0.002	0.12	0.018	0.007	
		京都市南部まち美化事務所	0.00025	0.023	0.00145	0.012	
塩化メチル	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.95	1.6	1.2	1.2	94
		久御山	1.1	1.9	1.3	1.7	
	固定発生源周辺	京都市南部まち美化事務所	1.0	1.6	1.3	1.2	
クロロホルム	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.031	1.3	0.60	0.51	18
		久御山	0.14	0.30	0.21	0.24	
		京都市南部まち美化事務所	0.016	2.1	0.65	0.38	
酸化エチレン	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.022	0.17	0.074	0.068	-
		久御山	0.041	0.17	0.096	0.067	
1, 2-ジクロロエタン	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.003	0.47	0.19	0.12	1.6
		久御山	0.052	0.29	0.14	0.15	
		京都市南部まち美化事務所	0.003	0.46	0.19	0.12	
トルエン	一般環境	京都市左京区総合庁舎	1.1	9.7	4.7	4.8	-
		久御山	6.8	24	11	14	
	固定発生源周辺	京都市南部まち美化事務所	2.0	20	9.4	8.7	
	沿道	自排大宮局	1.5	14	7.5	6.0	
		自排山科局	1.4	13	5.7	4.7	
		国道171号	2.2	11	5.4	6.3	
国道1号		9.1	27	17	21		
1, 3-ブタジエン	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.00065	0.040	0.016	0.033	2.5
		久御山	0.022	0.099	0.047	0.055	
		京都市南部まち美化事務所	0.002	0.14	0.051	0.060	
	沿道	自排大宮局	0.002	0.19	0.094	0.19	
		自排山科局	0.002	0.15	0.062	0.077	
		国道171号	0.013	0.11	0.055	0.070	
国道1号	0.027	0.14	0.077	0.088			
ホルムアルデヒド	一般環境	京都市左京区総合庁舎	2.4	18	5.2	4.0	-
		久御山	0.67	4.5	2.0	2.2	
	沿道	自排大宮局	1.6	8.4	4.3	4.1	
		自排山科局	1.7	6.9	4.1	3.4	
		国道171号	0.9	4.3	2.1	1.7	
国道1号	0.91	4.5	2.3	2.2			
クロム及びその化合物	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.3	8.9	3.3	2.2	-
		久御山	1.0	6.0	2.4	3.1	
水銀及びその化合物	一般環境	京都市左京区総合庁舎	1.1	2.6	1.6	1.5	40
		久御山	1.4	2.1	1.7	1.5	
ニッケル化合物	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.14	11	2.8	2.4	25
		久御山	0.38	3.6	1.8	2.9	
ヒ素及びその化合物	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.12	4.1	1.3	0.70	6
		久御山	0.30	2.6	0.87	0.86	
ベリリウム及びその化合物	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.0002	0.021	0.0071	0.0042	-
		久御山	0.0011	0.084	0.018	0.013	
ベンゾ[a]ピレン	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.0075	0.24	0.081	0.046	-
		久御山	0.016	0.2	0.067	0.074	
	沿道	自排大宮局	0.017	0.31	0.14	0.10	
		自排山科局	0.020	0.18	0.079	0.061	
		国道171号	0.014	0.19	0.072	0.076	
国道1号	0.028	0.23	0.093	0.13			
マンガン及びその化合物	一般環境	京都市左京区総合庁舎	1.9	48	16	7.8	140
		久御山	3.2	56	16	16	
六価クロム化合物	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.008	0.11	0.019	0.035	-

(注)1 平均値は、測定結果が検出下限値未満のものについては検出下限値の1/2として算出しています。

2 指針値は年平均値で評価します。

3 京都市左京区総合庁舎、京都市南部まち美化事務所、自排大宮局及び自排山科局の結果については、京都市が測定したものです。

4 1 $\mu$ g=100万分の1g、1ng=10億分の1g

5 単位：アクリロニトリルからホルムアルデヒドまでは $\mu$ g/m<sup>3</sup>、クロム及びその化合物から六価クロム化合物まではng/m<sup>3</sup>

### (3) アスベスト大気濃度調査結果

#### ア 測定状況

府内7箇所において、アスベスト大気濃度調査を実施した。

#### イ 測定結果の概要

全調査地点において、高濃度（10本/リットル超過）のアスベストは確認されず、全国調査の同一地域分類調査結果と同程度のレベルであった。

(単位：本/リットル)

地域分類	名称（所在地）	結果
住宅地域	宇治総合庁舎（宇治市）	0.13、0.14
	亀岡総合庁舎（亀岡市）	0.17、0.17
	峰山総合庁舎（京丹後市）	0.12、0.16
商工業地域	長岡京市役所（長岡京市）	0.25、0.25
	中丹東保健所（舞鶴市）	0.090、0.14
幹線道路	国道171号（大山崎町）	0.13、0.15
	国道1号（八幡市）	0.10、0.11

(注) 1 アスベストに係る環境基準はないが、大気汚染防止法の工場の敷地境界線上の基準10本/Lがある。

2 住宅地域、商工業地域及び幹線道路は、従来から定点として調査している。測定は、「アスベストモニタリングマニュアル（環境省）」に基づき、1地点あたり2箇所で行っている。

3 令和4年度 全国調査結果： 住宅地域 0.048～0.81 本/リットル  
 商工業地域 0.051～0.81 本/リットル  
 高速道路及び幹線道路沿線 <0.056～0.70 本/リットル

## 2 水質関係

### (1) 公共用水域水質測定結果

府内の公共用水域の水質汚濁状況を監視するため、河川については 61 河川 106 地点、海域については 6 海域 19 地点で測定を行った。(次ページの「河川及び海域の測定地点と環境基準点の水質状況」を参照)

#### ア 測定結果の概要

##### (ア) 河川

###### ① 健康項目

全項目について全ての地点で環境基準を達成した。  
(昨年度と同様)

###### ② 生活環境項目

BOD (生物化学的酸素要求量: 河川の有機汚濁の代表的な指標) は、全ての地点で環境基準を達成した。(昨年度と同様)

水生生物の保全に係る環境基準項目は、全項目について全ての地点で環境基準を達成した。(昨年度と同様)

##### (イ) 海域

###### ① 健康項目

全項目について全ての地点で環境基準を達成した。  
(昨年度と同様)

###### ② 生活環境項目

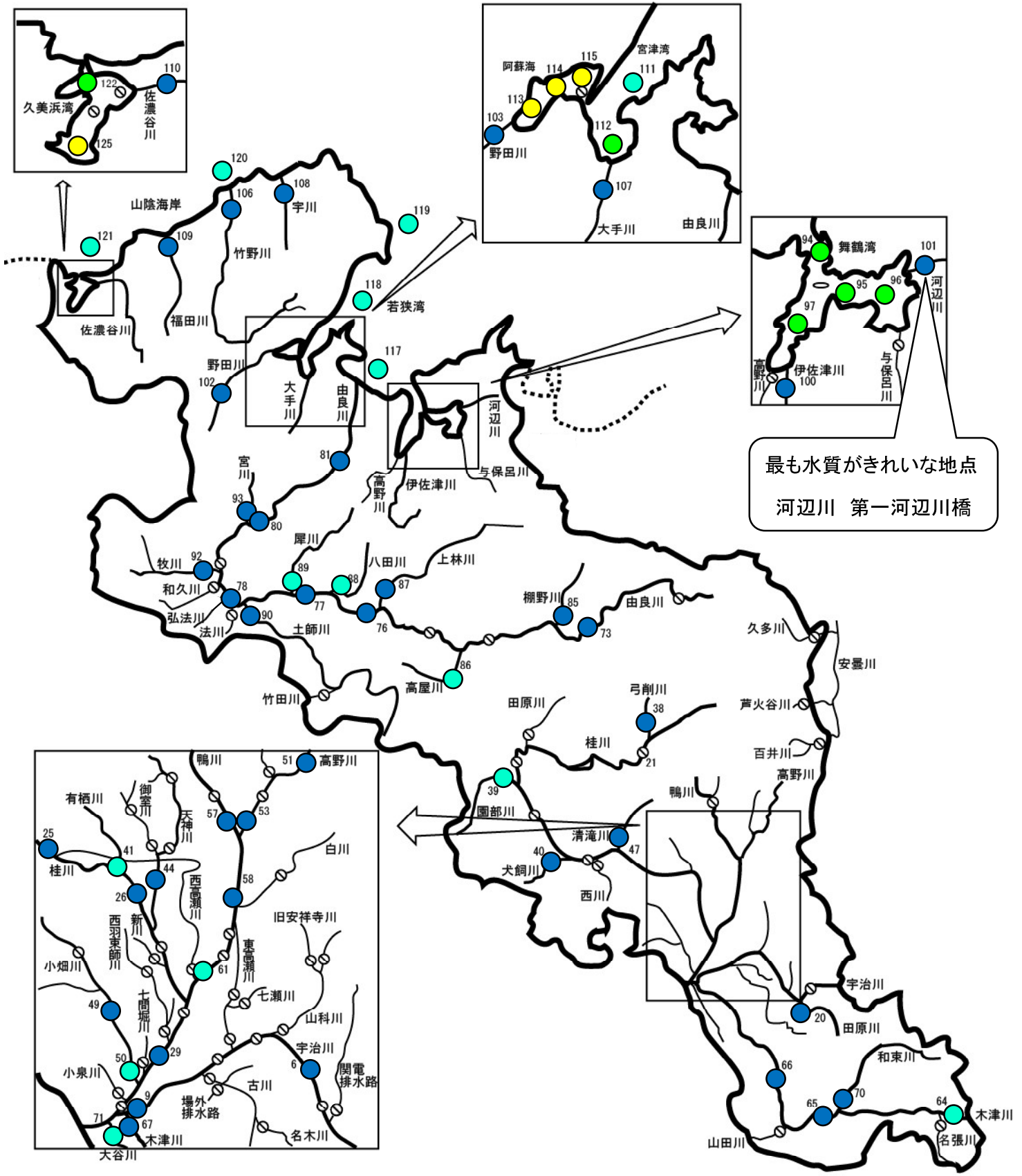
COD (化学的酸素要求量: 海域の有機汚濁の代表的な指標) は、7 水域のうち 2 水域で環境基準を達成した。(昨年度は 7 水域のうち 4 水域で環境基準を達成)

全窒素及び全リン (海域の富栄養化の原因物質) は、5 水域のうち 3 水域で環境基準を達成した。(昨年度は全ての水域で環境基準を達成)

健康項目	: 人の健康の保護に関する環境基準項目 (カドミウム、全シアンなど 27 項目)
生活環境項目	: 生活環境の保全に関する環境基準項目 (BOD、SS など 13 項目)



河川及び海域の測定地点と環境基準点の水質状況



最も水質がきれいな地点  
河辺川 第一河辺川橋

凡 例	○ 測定地点 (◎ 環境基準点以外) * 地図上の数値は地点番号	
	河川 (BOD) 又は 海域 (COD) の75%水質値 (mg/L) (75%水質値: BOD又はCODの環境基準の達成状況の年間評価に用いる値)	
	10以下: 遊歩等の日常生活において不快感を生じない限度	8以下: 遊歩等の日常生活において不快感を生じない限度
	8以下: 農業用水に利用する限度	3以下: ポラ、ノリ等の生息に適する限度
	5以下: コイ、フナ等の比較的汚濁に強い魚の生息に適する限度	2以下: 自然探勝等の環境保全に必要とされる限度
	3以下: サケ、アユ等のきれいな水を好む魚の生息に適する限度	マダイ、ブリ、ワカメ等の生息に適する限度
2以下: ヤマメ、イワナ等の特にきれいな水を好む魚の生息に適する限度		
1以下: 自然探勝等の環境保全に必要とされる限度		

# 生活環境項目に係る環境基準達成状況

## a 河川 (BOD)

水域名	地点番号	環境基準点名	類型	75%水質値 (mg/L)	達成状況	備考
宇治川(1)	6	隠元橋	A	0.9	○	類型ごとの環境基準値 AA・・・1 mg/L以下 A・・・2 mg/L以下 B・・・3 mg/L以下 C・・・5 mg/L以下 D・・・8 mg/L以下 E・・・10mg/L以下
宇治川(2)	9	宇治川御幸橋	B	1.0	○	
田原川	20	蛸橋	A	0.9	○	
桂川上流	25	渡月橋	A	0.6	○	
桂川下流(1)	26	西大橋	A	0.7	○	
桂川下流(2)	29	宮前橋	A	0.9	○	
弓削川	38	寺田橋	A	0.6	○	
園部川	39	神田橋	A	1.1	○	
犬飼川	40	並河橋	A	0.9	○	
有栖川	41	梅津新橋	A	1.5	○	
天神川	44	西京極橋	A	0.9	○	
清滝川	47	落合橋	AA	<0.5	○	
小畑川上流	49	京都市・長岡京市境界点	A	0.9	○	
小畑川下流	50	小畑橋	A	1.1	○	
高野川上流	51	三宅橋	AA	0.6	○	
高野川下流	53	河合橋	A	0.8	○	
鴨川上流(1)	57	出町橋	A	0.7	○	
鴨川上流(2)	58	三条大橋	A	1.0	○	
鴨川下流	61	京川橋	A	1.2	○	
木津川(2)	64	笹瀬橋	A	1.6	○	
木津川(3)	65	恭仁大橋	A	0.9	○	
	66	玉水橋		0.8		
	67	木津川御幸橋		0.9		
和束川	70	菜切橋	A	0.6	○	
大谷川	71	二ノ橋	B	1.7	○	
由良川上流	73	安野橋	AA	<0.5	○	
由良川下流	76	山家橋	A	0.7	○	
	77	以久田橋		0.5		
	78	音無瀬橋		0.6		
	80	波美橋		0.5		
	81	由良川橋		0.5		
棚野川	85	和泉大橋	A	<0.5	○	
高屋川	86	黒瀬橋	A	1.1	○	
上林川	87	五郎橋	A	0.8	○	
八田川	88	八田川橋	A	1.1	○	
犀川	89	小貝橋	A	1.1	○	
土師川	90	土師橋	A	0.6	○	
牧川	92	天津橋	A	0.7	○	
宮川	93	宮川橋	A	<0.5	○	
伊佐津川	100	相生橋	A	<0.5	○	
河辺川	101	第一河辺川橋	A	<0.5	○	
大手川	107	京口橋	A	0.7	○	
野田川	102	六反田橋	A	0.6	○	
	103	堂谷橋		0.7		
竹野川	106	荒木野橋	B	0.7	○	
宇川	108	宇川橋	A	0.6	○	
福田川	109	新川橋	A	0.6	○	
佐濃谷川	110	高橋橋	A	0.6	○	

(注) 環境基準の達成状況の評価は、各水域の環境基準点における日間平均値の75%水質値が各水域内の全ての環境基準点について環境基準に適合している場合に、達成(○)とする。

(水生生物の保全に係る環境基準項目(全亜鉛・ノニルフェノール・LAS))

水域名	地点番号	環境基準点名	類型	年間平均値 (mg/L)			達成状況	備考
				全亜鉛	ノニルフェノール	L A S		
淀川	6	隠元橋	生物B	0.003	<0.00006	<0.0006	○	類型ごとの環境基準 ・全亜鉛 生物A ……0.03mg/L以下 生物特A ……0.03mg/L以下 生物B ……0.03mg/L以下 生物特B ……0.03mg/L以下 ・ノニルフェノール 生物A ……0.001mg/L以下 生物特A ……0.0006mg/L以下 生物B ……0.002mg/L以下 生物特B ……0.002mg/L以下 ・LAS 生物A ……0.03mg/L以下 生物特A ……0.02mg/L以下 生物B ……0.05mg/L以下 生物特B ……0.04mg/L以下
	9	宇治川御幸橋		0.003	<0.00006	<0.0006		
桂川上流(1)	21	八千代橋	生物A	0.009	<0.00006	<0.0006	○	
桂川上流(2)	25	渡月橋	生物B	0.003	<0.00006	<0.0006	○	
桂川下流(1)	26	西大橋	生物B	0.003	<0.00006	<0.0006	○	
桂川下流(2)	29	宮前橋	生物B	0.010	<0.00006	0.0006	○	
木津川下流	64	笹瀬橋	生物B	0.004	<0.00006	0.0014	○	
	65	恭仁大橋		0.003	<0.00006	<0.0006		
	66	玉水橋		0.004	<0.00006	<0.0006		
	67	木津川御幸橋		0.003	<0.00006	0.0007		
由良川上流	73	安野橋	生物A	0.002	<0.00006	<0.0006	○	
由良川下流	76	山家橋	生物B	0.003	<0.00006	<0.0006	○	
	77	以久田橋		0.001	<0.00006	<0.0006		
	78	音無瀬橋		0.002	<0.00006	<0.0006		
	80	波美橋		0.001	<0.00006	0.0011		
	81	由良川橋		0.009	<0.00006	<0.0006		

(注1) LASとは直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を指す。

(注2) 環境基準の達成状況の評価は、各水域の環境基準点における年間平均値が各水域内の全ての環境基準点について環境基準に適合している場合に、達成(○)とする。

## b 海域 (COD)

水域名	地点番号	環境基準点名	類型	75%水質値 (mg/L)	達成状況	備考
舞鶴湾(1)	96	念仏鼻地先	A	2.6	×	類型ごとの環境基準値 A・・・2 mg/L以下 B・・・3 mg/L以下 C・・・8 mg/L以下
	97	檜崎地先		2.1		
舞鶴湾(2)	94	キンギョ鼻地先	A	2.1	×	
	95	恵比須崎地先		2.2		
宮津湾	111	江尻地先	A	1.7	×	
	112	島崎地先		2.3		
阿蘇海	113	野田川流入点	B	4.0	×	
	114	中央部		3.9		
	115	溝尻地先		3.8		
若狭湾	117	栗田湾沖	A	1.8	○	
	118	波見崎沖		1.6		
	119	鷲崎沖		1.3		
山陰海岸	120	竹野川沖	A	1.5	○	
	121	久美浜湾沖		1.4		
久美浜湾	122	湾口部	A	3.0	×	
	125	湾奥部		3.8		

(注) 環境基準の達成状況の評価は、各水域の環境基準点における日間平均値の75%水質値が各水域内の全ての環境基準点について環境基準に適合している場合に、達成(○)とする。

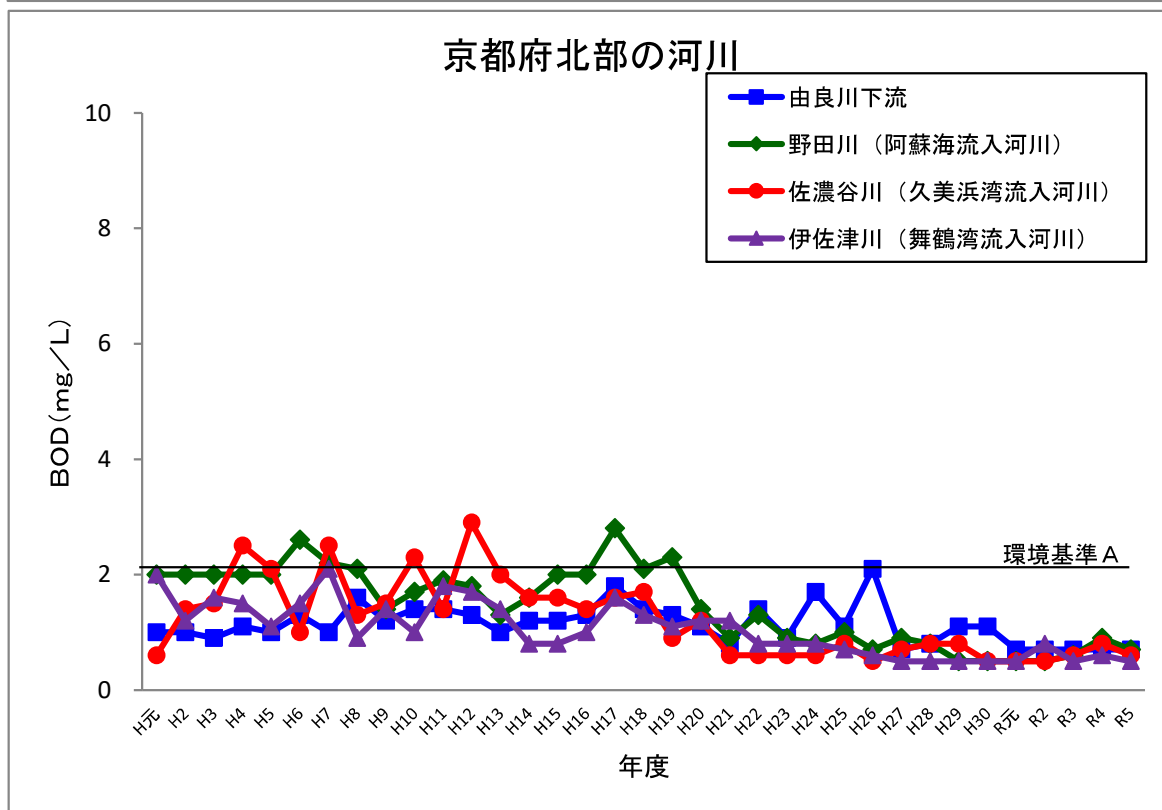
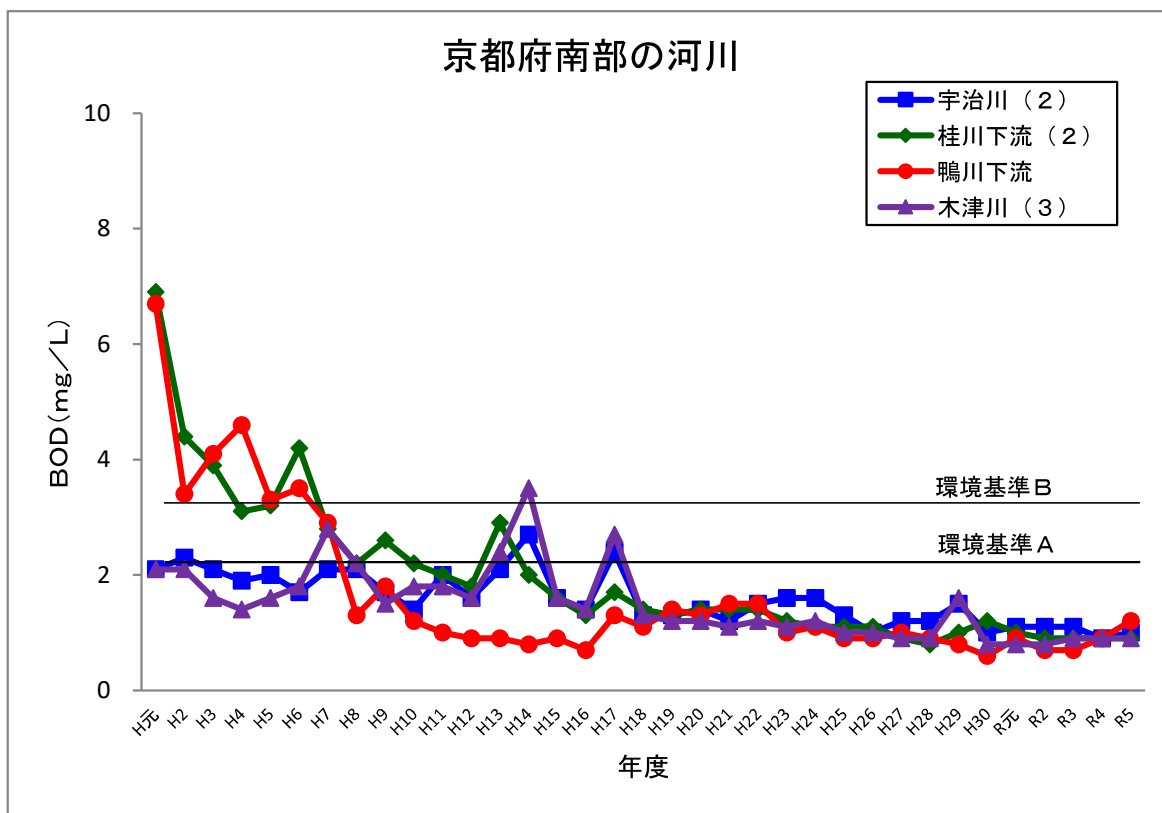
## (全窒素・全燐)

水域名	地点番号	環境基準点名	類型	年間平均値 (mg/L)		達成状況	備考
				全窒素	全燐		
舞鶴湾(ア)	96	念仏鼻地先	II	0.24	0.018	○	類型ごとの環境基準値 全窒素 I・・・0.2mg/L以下 II・・・0.3mg/L以下 III・・・0.6mg/L以下 IV・・・1mg/L以下  全燐 I・・・0.02mg/L以下 II・・・0.03mg/L以下 III・・・0.05mg/L以下 IV・・・0.09mg/L以下
	97	檜崎地先		0.17	0.014		
		水域内の平均		0.21	0.016		
舞鶴湾(イ)	94	キンギョ鼻地先	II	0.18	0.014	○	
	95	恵比須崎地先		0.16	0.014		
		水域内の平均		0.17	0.014		
宮津湾	111	江尻地先	II	0.12	0.013	○	
	112	島崎地先		0.19	0.018		
		水域内の平均		0.16	0.016		
阿蘇海	113	野田川流入点	II	0.43	0.039	×	
	114	中央部		0.29	0.033		
	115	溝尻地先		0.29	0.032		
		水域内の平均		0.34	0.035		
久美浜湾	122	湾口部	II	0.23	0.028	×	
	125	湾奥部		0.22	0.036		
		水域内の平均		0.23	0.032		

(注) 環境基準の達成状況の評価は、各水域の環境基準点において、表層の年間平均値が全窒素、全燐ともに環境基準に適合している場合に、達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域においては、各水域内の全ての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、達成(○)とする。

## 主な河川のBOD濃度（75%水質値）の経年変化

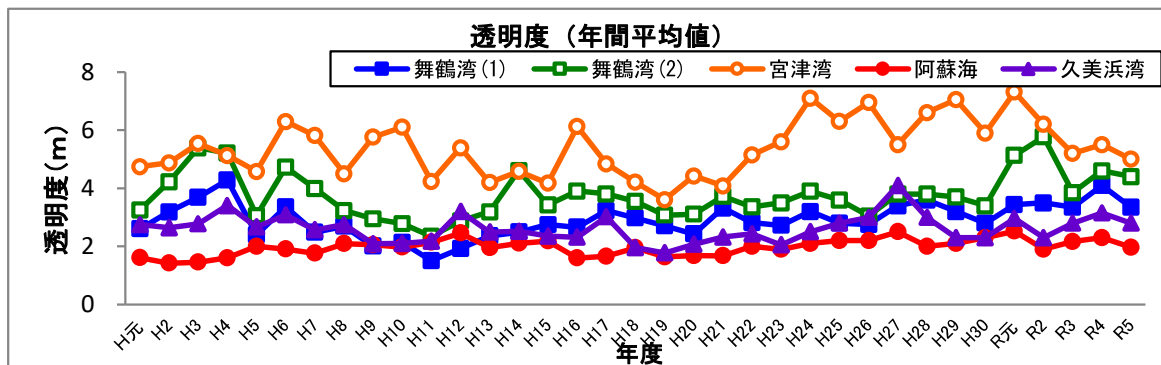
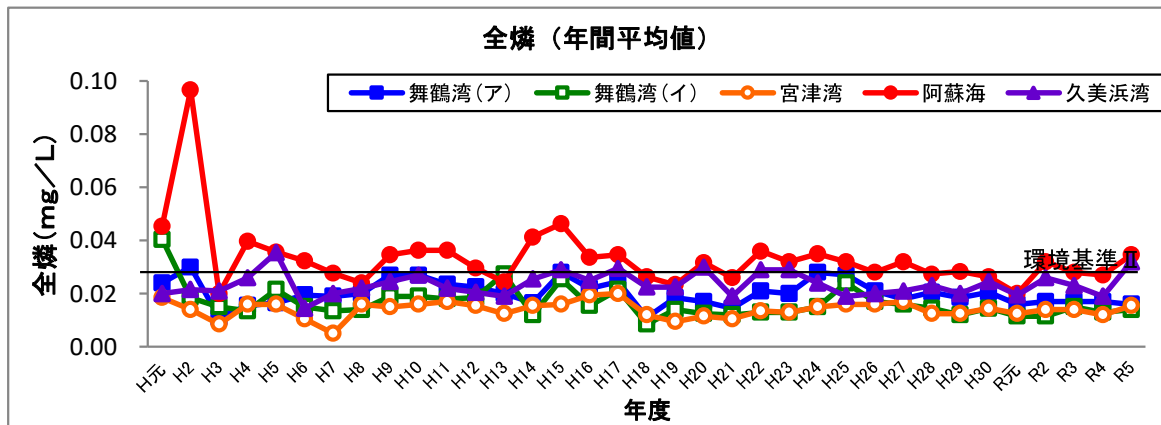
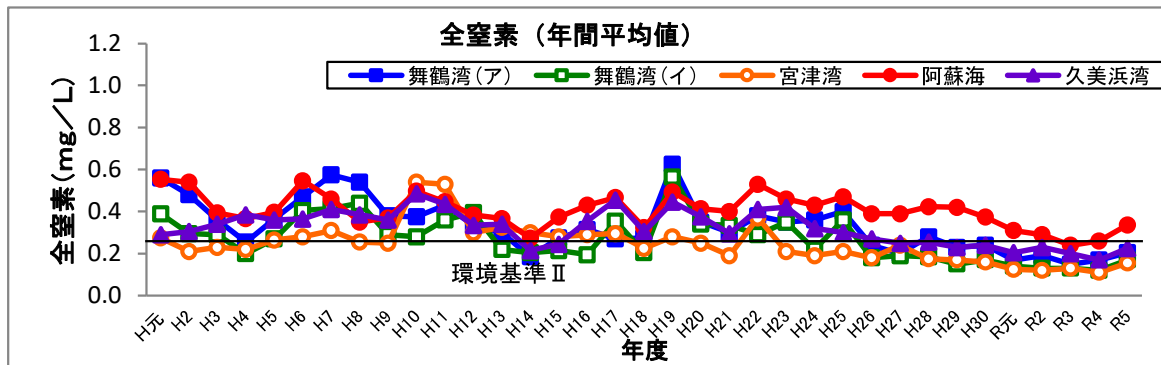
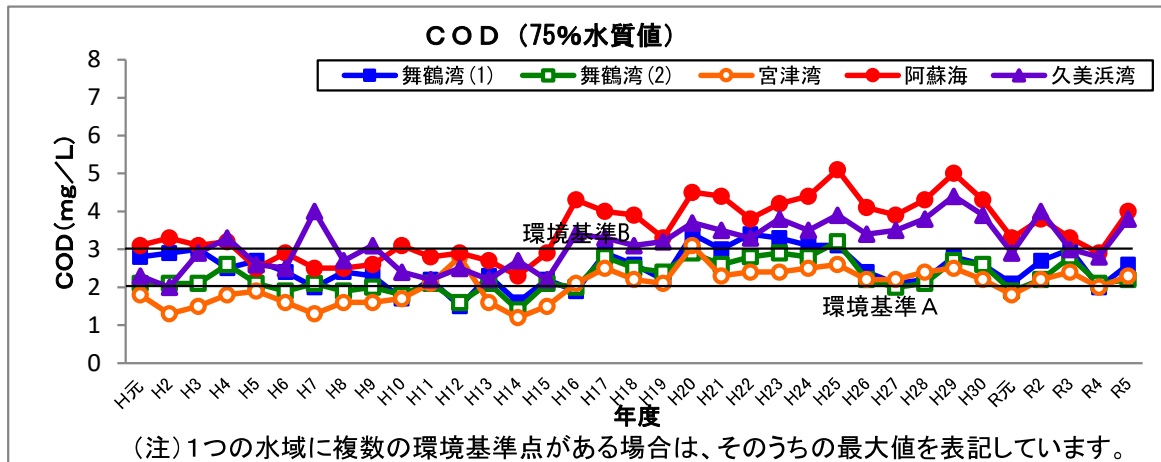
河川の水質は、BODを指標とする有機物質による汚濁について見ると、下水道整備など生活排水対策の進展や法令による工場・事業場に対する排水規制により、汚濁の著しかった河川においても長期的な改善が続いている。



(注) 1つの水域に複数の環境基準点がある場合は、最大値を用いています。(定量下限値0.5mg/L)

## 北部の閉鎖性海域の水質の経年変化

CODを指標とする有機物質について、全水域で環境基準を超過している。前ページで示したように各水域への流入河川では良好な水質を維持しており、海水交換の悪い閉鎖性水域であることが水質の改善を困難にしていると考えられる。



## (2) 地下水水質測定結果

府内の地下水の水質の状況を監視するため、13市5町84地点の地下水で有害物質の測定を行った。

### ア 測定結果の概要

#### (ア) 概況調査

地域の全体的な地下水の水質の状況を把握するため、計画的に選定した地点で行う調査。

令和5年度は、対象となった27地点のうち25地点で環境基準を達成したが、京都市内の1地点で砒素について、京丹後市内の1地点でふっ素について、それぞれ環境基準を達成しなかった。

#### (イ) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等において環境基準値を超過等した場合及び継続監視調査において環境基準以下の汚染が確認されている地区において必要に応じて実施する調査。

令和5年度は、6地点を調査し、全地点で環境基準を達成した。

#### (ウ) 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査で判明した汚染範囲内の井戸において、継続的に監視を行う調査。

令和5年度は、51地点のうち31地点で環境基準を達成したが、20地点において鉛、砒素、総水銀ほか5物質で環境基準の超過が確認された。これらの地点については、引き続き監視に取り組むこととする。

## イ 測定項目別環境基準達成状況

測定項目（28項目）ごとの基準の達成状況は以下のとおり。

測定項目	概況調査	汚染井戸 周辺地区調査	継続監視 調査
カドミウム	27 / 27	1 / 1	1 / 1
全シアン	27 / 27	—	—
鉛	27 / 27	1 / 1	0 / 1
六価クロム	27 / 27	—	—
砒素	26 / 27	6 / 6	4 / 9
総水銀	27 / 27	—	3 / 5
アルキル水銀	—	—	3 / 3
PCB	14 / 14	—	—
ジクロロメタン	26 / 26	—	18 / 18
四塩化炭素	26 / 26	—	19 / 19
クロロエチレン	26 / 26	—	24 / 25
1,2-ジクロロエタン	26 / 26	—	19 / 19
1,1-ジクロロエチレン	26 / 26	—	25 / 25
1,2-ジクロロエチレン	26 / 26	—	25 / 25
1,1,1-トリクロロエタン	26 / 26	—	23 / 23
1,1,2-トリクロロエタン	26 / 26	—	19 / 19
トリクロロエチレン	26 / 26	—	24 / 25
テトラクロロエチレン	26 / 26	—	21 / 25
1,3-ジクロロプロペン	17 / 17	—	—
チウラム	17 / 17	—	—
シマジン	17 / 17	—	—
チオベンカルブ	17 / 17	—	—
ベンゼン	26 / 26	—	18 / 18
セレン	27 / 27	1 / 1	1 / 1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	27 / 27	—	7 / 10
ふっ素	26 / 27	—	1 / 5
ほう素	27 / 27	3 / 3	2 / 2
1,4-ジオキサン	26 / 26	—	—
合計	25 / 27	6 / 6	31 / 51

- (注) 1 「環境基準達成地点数／調査地点数」を表す。  
 2 測定機関は、京都府、京都市、国土交通省の3機関  
 3 アルキル水銀は、総水銀で検出された場合のみ分析  
 4 クロロエチレンは、平成28年3月29日付け環境省告示第31号に基づき、平成29年4月1日より「塩化ビニルモノマー」から名称が変更された。



### (3) ゴルフ場使用農薬水質監視調査結果

ゴルフ場使用農薬による水質汚濁防止を図るため、令和5年度に府内におけるゴルフ場の排水口等で実施した使用農薬に係る水質監視調査結果の概要は、次のとおりであった。

#### 1 調査実施方法

- (1) 実施時期：(京都府) 令和5年6月  
(京都市) 令和5年12月及び令和6年2月
- (2) 対象ゴルフ場：9ゴルフ場  
(京都府) 28ゴルフ場のうち6ゴルフ場  
(京都市) 3ゴルフ場のうち3ゴルフ場
- (3) 調査項目：各ゴルフ場で使用され、流出の可能性のある農薬

#### 2 調査結果概要

調査を実施した71種類(検体数229)の農薬のうち、10種類(検体数10)が検出され、1種類(検体数1)で水産指針値を超過した。

水産指針値の超過が見られたゴルフ場へは指導済み。

区分	農薬名	検出頻度 ※1	検出範囲 (mg/L)	水濁指針値 (mg/L)※2、3	水産指針値 (mg/L)※2、4
殺菌剤	アゾキシストロビン	1 / 8	0.012	4.7	0.28
	テブコナゾール	1 / 4	0.001	0.77	2.6
	ヘキサコナゾール	1 / 4	0.011	0.12	2.9
	ペンシクロン	1 / 5	0.002	1.4	1
	塩基性塩化銅、塩基性硫酸銅、水酸化第二銅、無水硫酸銅、硫酸銅五水和物	1 / 2	0.0021	—	0.0038
除草剤	カフェンストロール	1 / 4	0.028	0.07	0.02
	レナシル	1 / 1	0.002	—	0.15
殺虫剤	クロチアニジン	1 / 8	0.001	2.5	0.028
	チアメトキサム	1 / 4	0.002	0.47	0.035
	フルベンジアミド	1 / 2	0.001	0.45	0.058

※ 1 : 検出ゴルフ場数／使用ゴルフ場数

※ 2 : 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」（令和 2 年 3 月 27 日環水大土発第 2003271 号各都道府県知事宛環境省水・大気環境局長通知）で定められた指針値。

排出水中の農薬濃度が指針値を超える場合には、近接する利水施設がある場合は、当該施設における利水障害の発生防止措置、関係ゴルフ場に対する農薬使用の適正化指導等、改善措置を講じる。

※3、4 : 農林水産大臣が農薬取締法に基づき定める農薬の登録を認めるか否かの判断基準のうち、水質汚濁に係る農薬登録基準の 10 倍値等（※ 3）及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の 10 倍値（※ 4）

### 3 ダイオキシン類測定結果

#### (1) 環境中のダイオキシン類測定

##### ア 大気環境

一般環境15地点で年4回の調査を実施したところ、いずれの地点においても環境基準値を下回っていた。

大気環境中のダイオキシン類調査結果

区 分	調 査 地 点		濃 度 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	
			年平均値	範 囲
	環 境 基 準 ( 年 平 均 値 )		0.6	
大 気 (一般環境)	1	左京測定局 (京都市)	0.0077	0.0067~0.0085
	2	京都市役所測定局 (京都市)	0.0091	0.0072~0.011
	3	自排山科測定局 (京都市)	0.0097	0.0080~0.012
	4	生活環境美化センター (京都市)	0.011	0.0091~0.012
	5	宇多野小学校 (京都市)	0.0084	0.0068~0.0098
	6	西京区役所保健福祉センター 一別館 (京都市)	0.0076	0.0068~0.0086
	7	醍醐測定局 (京都市)	0.0088	0.0068~0.011
	8	伏見区役所 (京都市)	0.011	0.0090~0.013
	9	久我測定局 (京都市)	0.010	0.0089~0.012
	10	宇治測定局 (宇治市)	0.012	0.0090~0.013
	11	久御山測定局 (久御山町)	0.018	0.013~0.027
	12	精華測定局 (精華町)	0.011	0.0082~0.014
	13	亀岡測定局 (亀岡市)	0.0096	0.0068~0.015
	14	福知山測定局 (福知山市)	0.0069	0.0067~0.0074
	15	東舞鶴測定局 (舞鶴市)	0.0068	0.0067~0.0069

イ 水質環境

公共用水域48地点の水質、公共用水域20地点の水底の底質、20地点の地下水について、年1回（京都市内の河川水質は年2回）の調査を実施したところ、いずれの地点においても環境基準値を下回っていた。

公共用水域の水質及び水底の底質のダイオキシン類調査結果

区分	調査地点		水質濃度 (pg-TEQ/L)	底質濃度 (pg-TEQ/g)
	環境基準		1	150
河川	1	鴨川高橋（京都市）	0.017	0.27
	2	鴨川出町橋（京都市）	0.023	0.48
	3	鴨川三条大橋（京都市）	0.028	0.19
	4	鴨川京川橋（京都市）	0.041	0.43
	5	西高瀬川上河原橋（京都市）	0.043	1.7
	6	高野川三宅橋（京都市）	0.018	0.17
	7	高野川河合橋（京都市）	0.024	0.17
	8	弓削川寺田橋（京都市）	0.032	0.20
	9	有栖川梅津新橋（京都市）	0.18	0.87
	10	天神川西京極橋（京都市）※※	0.041	0.26
	11	清滝川落合橋（京都市）	0.027	0.28
	12	小畑川京都市長岡京市境界点（京都市）	0.044	0.30
	13	山科川新六地藏橋（京都市）	0.037	1.2
	14	小畑川小畑橋（大山崎町）	0.041	—
	15	大谷川二ノ橋（八幡市）	0.96	—
	16	田原川蛸橋（宇治田原町）	0.055	—
	17	和束川菜切橋（木津川市）	0.041	0.17
	18	犬飼川並河橋（亀岡市）	0.17	—
	19	由良川安野橋（南丹市）	0.031	—
	20	棚野川和泉大橋（南丹市）	0.031	—
	21	園部川神田橋（南丹市）	0.17	—
	22	高屋川黒瀬橋（京丹波町）	0.091	—
	23	由良川山家橋（綾部市）	0.036	—
	24	上林川五郎橋（綾部市）	0.032	—
	25	八田川八田川橋（綾部市）	0.066	—
	26	犀川小貝橋（綾部市）	0.11	—
	27	牧川天津橋（福知山市）	0.032	—
	28	宮川宮川橋（福知山市）	0.033	—
	29	伊佐津川相生橋（舞鶴市）	0.031	—
	30	河辺川第一河辺川橋（舞鶴市）	0.038	—
	31	大手川京口橋（宮津市）	0.051	—
	32	野田川六反田橋（与謝野町）	0.060	0.14
	33	野田川堂谷橋（与謝野町）	0.15	0.17
	34	福田川新川橋（京丹後市）	0.15	—
	35	竹野川荒木野橋（京丹後市）	0.098	—
	36	宇川宇川橋（京丹後市）	0.034	—
	37	佐濃谷川高橋橋（京丹後市）	0.075	—
海域	38	舞鶴湾キギノ鼻地先（舞鶴市）	0.030	4.7
	39	舞鶴湾恵比須埼地先（舞鶴市）	0.031	3.5
	40	舞鶴湾念仏鼻地先（舞鶴市）	0.030	3.2
	41	舞鶴湾檜埼地先（舞鶴市）	0.030	2.5
	42	宮津湾江尻地先（宮津市）	0.030	—
	43	宮津湾島埼地先（宮津市）	0.031	—
	44	阿蘇海野田川流入点（宮津市）	0.034	—
	45	阿蘇海中央部（宮津市）	0.062	—
	46	阿蘇海溝尻地先（宮津市）	0.034	—
	47	久美浜湾湾口部（京丹後市）	0.034	—
	48	久美浜湾湾奥部（京丹後市）	0.037	—

※ 京都市内の河川に係る水質濃度は年2回分の平均値を掲載しています。

※※委託業者が西京極橋での採取が困難と判断したため上流の西万寿寺橋で採取

地下水中のダイオキシン類調査結果

区分	調査地点		水質濃度 (pg-TEQ/L)	調査地点		水質濃度 (pg-TEQ/L)
	環境基準		1	11	向日市	0.029
一般環境	1	京都市上京区	0.015	12	宇治市	0.029
	2	京都市左京区	0.015	13	宇治市	0.029
	3	京都市山科区	0.043	14	笠置町	0.029
	4	京都市下京区	0.016	15	南山城村	0.029
	5	京都市南区	0.017	16	綾部市	0.030
	6	京都市右京区	0.015	17	綾部市	0.029
	7	京都市右京区	0.017	18	福知山市	0.029
	8	京都市西京区	0.015	19	福知山市	0.11
	9	京都市伏見区	0.017	20	京丹後市	0.030
	10	京都市伏見区	0.015			

ウ 土壌環境

土壌 19 地点で年 1 回の調査を実施したところ、いずれの地点においても環境基準値を下回っていた。

土壌中のダイオキシン類調査結果

区分	調査地点		土壌濃度 (pg-TEQ/g)	調査地点		土壌濃度 (pg-TEQ/g)
	環境基準		1,000	10	京都市右京区	3.1
一般環境	1	京都市北区	0.32	11	京都市西京区	0.095
	2	京都市上京区	0.0022	12	京都市伏見区	0.0024
	3	京都市左京区	0.45	13	京都市伏見区	1.2
	4	京都市中京区	0.015	14	京都市伏見区	0.0050
	5	京都市東山区	0.27	15	長岡京市	3.2
	6	京都市山科区	0.48	16	宇治市	0.090
	7	京都市下京区	0.046	17	八幡市	0.25
	8	京都市南区	0.0081	18	木津川市	0.0062
	9	京都市右京区	0.079	19	京丹波町	0.018

## (2) 発生源のダイオキシン類測定

### ア 府の行政検査

府がダイオキシン類対策特別措置法対象の事業場の一部（4事業場）に立入検査を行い、廃棄物焼却炉等の排出ガス測定を実施したところ、全ての施設で基準値を下回っていた。（調査時期：令和5年11月～令和6年2月）

排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

区 分	事 業 場 名		測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )
廃棄物焼却炉 等の排出ガス	新設	喜楽鉱業(株) 京都工場	0.000092	0.1
	既設	るり溪開発(株)	0.062	10
	新設	(有)鳥功産業 夜久野農場	0.56	5
	新設	(株)伊藤工務店 自己処分場	0.015	5

(注) 1 新設施設とは法施行（平成12年1月15日）以降に設置された施設をいう。

2 各異性体の測定濃度又は実測濃度が定量下限未満の場合は0として毒性等量を算出している。

### イ 事業者による自主測定

ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、施設設置者から報告のあった自主測定の結果は、次のとおりであった。

排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

区 分	測 定 数		測定結果 (ng-EQ/m <sup>3</sup> )	基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )
廃棄物焼却炉等の排出ガス	新設 (注1)	34施設	0 ~ 1.3	0.1 ~ 5
	既設 (注1)	28施設	0.000002 ~ 0.74	1 ~ 10

ばいじん、燃え殻中のダイオキシン類濃度測定結果

区 分	測 定 数	測定結果 (ng-TEQ/g)	特管該当値 (ng-TEQ/g) (注2)
廃棄物焼却炉のばいじん	52施設	0 ~ 1.4	3
廃棄物焼却炉の燃え殻	56施設	0 ~ 0.072	

### 排水中のダイオキシン類濃度測定結果

区 分	測 定 数	測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)
排水水（水質基準適用事業場） (注3)	10施設	0.000022～ 0.027	10

(注) 1 新設施設とは法施行（平成 12 年 1 月 15 日）以降に設置された施設であり、既設施設とは法施行前に設置された施設をいう。なお、既設施設であっても廃棄物焼却炉の中には新設施設の排ガス基準が適用される施設があることから、これらについては新設施設として計上している。

2 ばいじん、燃え殻については、3 ng-TEQ/g を超えると特別管理廃棄物（特管）となる。

3 水質基準適用事業場とは、事業場内に焼却炉の排ガス洗浄施設や下水道終末処理施設等を設置している事業場をいう。

4 各異性体の測定濃度又は実測濃度が定量下限未満の場合は0として毒性等量を算出している。

#### (ア) 測定実施状況

ダイオキシン類対策特別措置法では、特定施設設置者による年 1 回以上のダイオキシン類濃度の測定が義務付けられており、令和 5 年度中、府内（京都市を除く。）においては、大気基準適用施設（廃棄物焼却炉等）は 62 施設、水質基準適用施設は 10 施設がその対象となり、全ての施設から報告があった。

そのうち 1 施設については、令和 6 年度に入り測定された。

なお、大気基準適用施設（廃棄物焼却炉等）については休止中のものが 14 施設、水質基準適用施設については排水の循環使用等により事業場からの排水がないものが 14 施設及び休止中のものが 1 施設あり、これらは測定義務の対象外となった。

#### (イ) 測定結果

排出ガス中のダイオキシン類濃度については、測定を実施した 62 施設全てが基準値を下回っていた。集じん機で集められたばいじん及び燃え殻の測定結果について、全ての施設が特別管理廃棄物該当値を下回っていた。また、排水水の測定結果については、10 施設全てで基準値を下回っていた。

## 【参 考】

### ○ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラ-PCB)を含めて、ダイオキシン類と呼ぶ。

化学構造としては、ベンゼン環2つが結合し、それに塩素が付いた形をしているが、塩素の付く数やその位置などにより、多くの異性体が存在する。

### ○TEQ (毒性等量)

ダイオキシン類は、毒性の強さがそれぞれ異なっており、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDD(4塩化のPCDD)の毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算する毒性等価係数(TEF)を用いて、ダイオキシン類の毒性を算出し、それを足し合わせた値(毒性等量=TEQ)で表す。

### ○ダイオキシン類の単位

ダイオキシン類については、極微量物質であるため、通常、pg(ピコグラム)やng(ナノグラム)といった、微量単位を表す記号を付けて表す。

例えば、水1リットル中のダイオキシン類は○○pg-TEQ/L、ばいじん1g中のダイオキシン類は○○ng-TEQ/gといったように表す。

g(グラム)

mg(ミリグラム) = 千分の1グラム

μg(マイクログラム) = 100万分の1グラム

ng(ナノグラム) = 10億分の1グラム

pg(ピコグラム) = 1兆分の1グラム



ダイオキシン類対策特別措置法に基づく測定結果報告状況(令和5年度測定分)

大気基準適用施設(廃棄物焼却炉等)

番号	事業場名	所在地	ダイオキシン類測定結果							
			排出ガスの基準値		排出ガス		ばいじん		燃え殻	
			適用基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)	
1	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター	長岡京市	1(28年度新設)	R5.5.18	0	集じんなし		排出なし		
2	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター	長岡京市	1(30年度新設)	R5.6.20	0.0000021	①R5.6.8 ②R6.11.6	①0 ②0	①R5.6.8 ②R6.11.6	①0 ②0	
3	乙訓環境衛生組合	大山崎町	5	R5.11.9	0.000086	R5.11.9	0.86	R5.11.9	0.0029	
4	乙訓環境衛生組合	大山崎町	5	R5.12.9	0.00014	上記と混合排出		R5.12.9	0.0065	
5	乙訓環境衛生組合	大山崎町	1(※)	R6.1.17	0.0064			R6.1.17	0.067	
6	乙訓環境衛生組合	大山崎町	5(13年度新設)	休止中						
7	城南衛生管理組合クリーンパーク折居	宇治市	1(28年度新設)	①R5.7.21 ②R6.1.10	①0.0001 ②0.0000087	①R5.7.21 ②R6.1.10	①0.11 ②0.060	①R5.7.21 ②R6.1.10	①0.00027 ②0	
8	城南衛生管理組合クリーンパーク折居	宇治市	1(28年度新設)	①R5.7.21 ②R6.1.10	①0.00012 ②0.000088	1,2号炉共通		①R5.7.21 ②R6.1.10	①0 ②0.000090	
9	互応化学工業(株)	宇治市	10	R5.11.20	0.0000021	R5.11.20	0	排出なし		
10	(株)微生物化学研究所	宇治市	5(14年度新設)	R6.2.16	0.025	R6.2.20	0.051	R6.2.20	0	
11	(株)越智組	宇治市	5(15年度新設)	R5.11.7	0.015	R5.11.9	0.00000039	R5.11.9	0.0000001	
12	城南衛生管理組合クリーン21長谷山	城陽市	10	R5.6.27	0.21	集じんなし		R5.6.28	0.00023	
13	城南衛生管理組合クリーン21長谷山	城陽市	0.1(16年度新設)	R5.7.3	0.000027	R5.7.3	0.15	R5.7.3	0.0015	
14	城南衛生管理組合クリーン21長谷山	城陽市	0.1(16年度新設)	R5.7.3	0.000041	1,2号炉共通		R5.7.3	0.0030	
15	京都府山城家畜保健衛生所	城陽市	10	休止中						
16	ホリモク(株)	城陽市	10	R6.2.9	0.020	R6.2.14	0	R6.2.14	0	
17	(有)石井工務店	城陽市	5(15年度新設)	R6.3.13	0.30	R6.3.14	0.085	R6.3.14	0.049	
18	(株)平安(アルミニウム合金製造用の溶解炉)	久御山町	5	R5.11.23	0.74	基準適用の対象外		基準適用の対象外		
19	(株)平安(アルミニウム合金製造用の溶解炉)	久御山町	1(12年度新設)	R5.11.23	0.33	基準適用の対象外		基準適用の対象外		
20	(株)平安(アルミニウム合金製造用の溶解炉)	久御山町	1(15年度新設)	R5.11.23	0.0037	基準適用の対象外		基準適用の対象外		
21	城南衛生管理組合クリーンピア沢	八幡市	10	休止中						
22	(株)DNPテクノパック 田辺工場	京田辺市	10	R5.8.31	0.00022	R5.8.31	0.8	R5.8.31	0.013	
23	(株)DNPテクノパック 田辺工場	京田辺市	10	2炉同時稼働		上記と混合排出		上記と混合排出		
24	京田辺市環境衛生センター緑泉園	京田辺市	10	休止中						
25	京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市	5	①R5.6.24 ②R5.12.2	①0.083 ②0.036	①R5.6.24 ②R5.12.2	①1.4 ②0.58	①R5.6.24 ②R5.12.2	①0.0066 ②0.0015	
26	京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市	5	①R5.6.24 ②R5.12.2	①0.035 ②0.096	①R5.6.24 ②R5.12.2	①1.1 ②0.84	上記と混合排出		
27	(株)伊藤工務店自己処分場	宇治田原町	5(12年度新設)	R6.4.17	0.097	R6.4.18	0	R6.4.18	0	
28	中建(株)	宇治田原町	5(14年度新設)	R5.11.14	0.13	R5.11.14	0.00000036	R5.11.14	0	

※法施行(平成12年1月15日)前に設置された施設であるが、新設施設の排ガス基準が適用される施設

番号	事業場名	所在地	排出ガスの基準値 適用基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	ダイオキシン類測定結果					
				排出ガス		ばいじん		燃え殻	
				試料採取日	濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)
29	藤原建設(株)山城支店	木津川市	10	R6.2.26	0.076	R6.3.18	0.89	R6.2.26	0.0029
30	環境の森センター・きづがわ	木津川市	5(28年度新設)	R5.12.25	0.000039	R5.11.2	1.0	R5.12.22	0.000094
31	環境の森センター・きづがわ	木津川市	5(28年度新設)	R5.12.22	0.0086	上記と混合排出		R5.12.22	0.000058
32	相楽東部クリーンセンター	和東町	10	休止中					
33	相楽東部クリーンセンター	和東町	10	休止中					
34	(株)イング	亀岡市	10	休止中					
35	亀岡市桜塚クリーンセンター	亀岡市	5	R6.1.9	0.0035	①R5.6.14 ②R5.7.5 ③R5.8.3 ④R10.10 ⑤R5.12.8 ⑥R6.1.9	①0.14 ②0.074 ③0.082 ④0.016 ⑤0.023 ⑥0.080	①R5.12.8 ②R6.1.9	①0.00075 ②0.00090
36	亀岡市桜塚クリーンセンター	亀岡市	5	R6.1.9	0.0011	上記と混合排出		上記と混合排出	
37	亀岡市桜塚クリーンセンター	亀岡市	5	R5.12.8	0.000074	上記と混合排出		上記と混合排出	
38	(株)ダイフジ	亀岡市	5(14年度新設)	R5.12.15	0.0034	R6.1.16	0.0071	R5.12.16	0.0046
39	サカエ産業 リサイクルセンター	亀岡市	5(22年度新設)	R5.12.18	0.024	R5.12.18	0.094	R5.12.18	0.072
40	船井郡衛生管理組合京都中部クリーンセンター	南丹市	10	休止中					
41	船井郡衛生管理組合京都中部クリーンセンター	南丹市	10	休止中					
42	京都府南丹家畜保健衛生所	南丹市	5(30年度新設)	R6.2.2	0.10	R6.2.2	0.036	R6.2.2	0
43	船井郡衛生管理組合畜産焼却施設	南丹市	10	R5.6.21	0.021	集じんなし		R5.6.21	0.000016
44	るり溪開発(株)	南丹市	10	休止中					
45	船井衛生管理組合京都中部クリーンセンターし尿処理施設	南丹市	5(※)	R5.12.14	0.000068	R5.12.14	0	R5.12.14	0
46	福知山終末処理場	福知山市	1(※)	R5.5.8	0.004	混合灰として排出→		R5.5.8	0.00000036
47	福知山市環境パークごみ焼却施設	福知山市	1(※)	①R5.7.19 ②R6.2.14	①0.0042 ②0.0000010	①R5.7.19 ②R6.2.13	①0.075 ②0.052	①R5.7.19 ②R6.2.13	①0.00057 ②0
48	福知山市環境パークごみ焼却施設	福知山市	1(※)	①R5.8.24 ②R6.2.13	①0.0044 ②0.0084	①R5.8.24 ②R6.2.13	①0.079 ②0.099	①R5.8.24 ②R6.2.13	①0.00053 ②0.000086

※法施行(平成12年1月15日)前に設置された施設であるが、新設施設の排ガス基準が適用される施設

番号	事業場名	所在地	排出ガスの基準値 適用基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	ダイオキシン類測定結果					
				排出ガス		ばいじん		燃え殻	
				試料採取日	濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)
49	共立工業(株)	福知山市	10	R5.11.20	0.18	R5.11.20	0.037	R5.11.20	0
50	三栄プロイラー販売(株) 夜久野農場	福知山市	5(16年度新設)	R6.2.26	0.040	R6.2.28	0.00035	R6.2.28	0.00000066
51	三栄プロイラー販売(株) 川合農場	福知山市	5(17年度新設)	R6.2.5	0.0000073	R6.2.5	0.24	R6.2.5	0.0000011
52	京都府中丹家畜保健衛生所	福知山市	5(R2年度新設)	R6.2.5	0.0000073	R6.2.5	0.24	R6.2.5	0.0000011
53	(株)但馬どり 福知山農場	福知山市	5(19年度新設)	R5.11.15	0.84	R5.11.15	0.029	R5.11.15	0.0000016
54	(有)鳥功産業 夜久野農場	福知山市	5(21年度新設)	R5.11.9	1.3	R5.11.9	0.092	R5.11.9	0.0000025
55	中丹地域有害鳥獣処理施設	福知山市	5(26年度新設)	①R5.11.28 ②R6.1.11	①0.0054 ②0.0075	R5.11.29	0	R5.11.29	0
56	舞鶴市清掃事務所	舞鶴市	5	R5.6.8	0.0093	R5.6.8	0.9	R5.6.8	0.000062
57	舞鶴市清掃事務所	舞鶴市	5	2炉同時稼働(1炉運転なし)		上記と混合排出		上記と混合排出	
58	舞鶴市清掃事務所	舞鶴市	10	休止中					
59	舞鶴市清掃事務所	舞鶴市	10	休止中					
60	(株)日海商事焼却場	舞鶴市	5(14年度新設)	休止中					
61	綾部市衛生公苑	綾部市	10	R5.5.17	0.019	R5.5.17	0	R5.5.17	0
62	綾部紡績(株)	綾部市	10	R6.3.27	0.18	R6.3.27	0.0029	R6.3.27	0
63	綾部市クリーンセンター	綾部市	5(12年度新設)	休止中					
64	綾部市クリーンセンター	綾部市	5(14年度新設)	R5.10.16	0.0093	集じんなし		R5.10.17	0
65	喜楽鉱業(株) 京都工場	綾部市	0.1(30年度新設)	①R5.7.7 ②R6.1.12	①0.0016 ②0.000049	R5.12.13	0.050	R5.12.13	0.000011
66	宮津市し尿処理施設	宮津市	10	R5.11.9	0.049	混合灰として排出→		R5.11.9	0.0000084
67	宮津市謝野クリーンセンター	宮津市・与謝野町	5(28年度新設)	①R5.4.28 ②R5.7.7 ③R5.10.3 ④R6.1.12	①0.031 ②0.015 ③0.0045 ④0.029	①R5.4.28 ②R5.7.7 ③R5.10.3 ④R6.1.12	①0.21 ②0.19 ③0.31 ④0.21	①R5.4.28 ②R5.7.7 ③R5.10.3 ④R6.1.12	①0.039 ②0.0037 ③0.0068 ④0.0076
68	京丹後市網野衛生センター	京丹後市	10	R5.4.26	0.013	R5.5.11	0	R5.5.11	0
69	京丹後市峰山クリーンセンター	京丹後市	10	R5.11.30	0.00012	R5.7.29	0.015	R5.9.16	0.066
70	京丹後市峰山クリーンセンター	京丹後市	10	R5.10.16	0.0017	上記と混合排出		上記と混合排出	
71	京丹後市峰山クリーンセンター	京丹後市	5(12年度新設)	R5.11.30	0.00029	上記と混合排出		R5.9.16	0.0085
72	京丹後市峰山クリーンセンター	京丹後市	5(12年度新設)	R5.10.16	0	上記と混合排出		上記と混合排出	
73	京丹後市竹野川衛生センター	京丹後市	10	R5.4.27	0.000063	R5.5.1	0	R5.5.1	0.000052
74	京丹後市竹野川衛生センター	京丹後市	10	2炉同時稼働(1炉運転なし)		上記と混合排出		上記と混合排出	
75	山川産業(株)掛津事業所(鉱山保安法関係)	京丹後市	1	R5.10.11	0	R5.10.11	0	排出なし	
76	京都府丹後家畜保健衛生所	与謝野町	10	R6.1.30	0.024	集じんなし		R6.1.30	0

※法施行(平成12年1月15日)前に設置された施設であるが、新設施設の排ガス基準が適用される施設

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく測定結果報告状況(令和5年度測定分)

水質基準適用事業場

番号	事業場名	所在地	水質基準対象施設				ダイオキシン類測定結果	
			施設				排出水	
			施行令別表第2第2項 (アセチレン洗浄施設)	施行令別表第2第15項 (焼却炉の廃ガス洗浄施設) (焼却炉の湿式集じん施設) (汚水を排出する灰貯留施設)	別表第2第16項 (廃PCB等の分解施設) (PCB汚染物等の洗浄施設等)	別表第2第18項 (下水道終末処理施設)	試料採取日	濃度 (pg-TEQ/L)
1	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター	長岡京市		○			R5.6.20	0.000087
2	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター	長岡京市				○		
3	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター	長岡京市		○				
4	乙訓環境衛生組合	大山崎町		○			循環使用で場外排出なし	
5	城南衛生管理組合クリーンパーク折居	宇治市		○			公共用水域への排出なし	
6	城南衛生管理組合クリーンパーク折居	宇治市		○			公共用水域への排出なし	
7	城南衛生管理組合クリーンパーク折居	宇治市		○			公共用水域への排出なし	
8	城南衛生管理組合クリーン21長谷山	城陽市		○			R5.11.14	0.000022
9	城南衛生管理組合クリーン21長谷山	城陽市		○				
10	城南衛生管理組合クリーン21長谷山	城陽市		○				
11	城南衛生管理組合クリーンピア沢	八幡市		○			休止中	
12	木津川流域下水道洛南浄化センター	八幡市				○	①R5.6.27 ②R5.11.16	①0.027 ②0.000033
13	京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市		○			循環使用で場外排出なし	
14	京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市		○			循環使用で場外排出なし	
15	京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市		○			循環使用で場外排出なし	
16	京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市		○			循環使用で場外排出なし	
17	(株)DNPテクノバック 田辺工場	京田辺市		○			循環使用で場外排出なし	
18	高圧ガス工業(株)京都工場	京田辺市	○				循環使用で場外排出なし	
19	環境の森センター・きづがわ	木津川市		○			循環使用で場外排出なし	
20	環境の森センター・きづがわ	木津川市		○			循環使用で場外排出なし	
21	相楽東部クリーンセンター	和東町		○			循環使用で場外排出なし	
22	福知山終末処理場	福知山市		○			R5.5.8	0.00043
23	福知山終末処理場	福知山市				○		
24	宮津市し尿処理施設	宮津市		○			R5.11.9	0.000075
25	宮津与謝クリーンセンター	宮津市・与謝野町		○			循環使用で場外排出なし	

## 4 自動車騒音調査結果

### (1) 調査対象道路（市域は市が調査を実施）

府内の主要道路の 213 評価区間\*

（高速自動車国道 1 区間、都市高速 0 区間、国道 90 区間、府道 100 区間及び市道 22 区間）

評価延長 285.7 km

\*評価区間：評価に当たり、自動車騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割したもの

### (2) 調査方法

道路端の両側から 50m の範囲にある各住居を対象に、道路からの距離による減衰や建物による遮へい効果を考慮して騒音レベルを計算し、環境基準の達成状況を評価。

$$\text{環境基準達成率 (\%)} = \text{環境基準達成住居戸数} / \text{対象の全住居戸数} \times 100$$

### (3) 調査結果

全体では、昼間で 97.5%、夜間で 96.5% の住居が環境基準を達成した。調査は評価区間を概ね 5 年のローテーションで実施しているため、年度毎の達成率に多少のばらつきが見られるものの、近年は、ほぼ横ばいである。

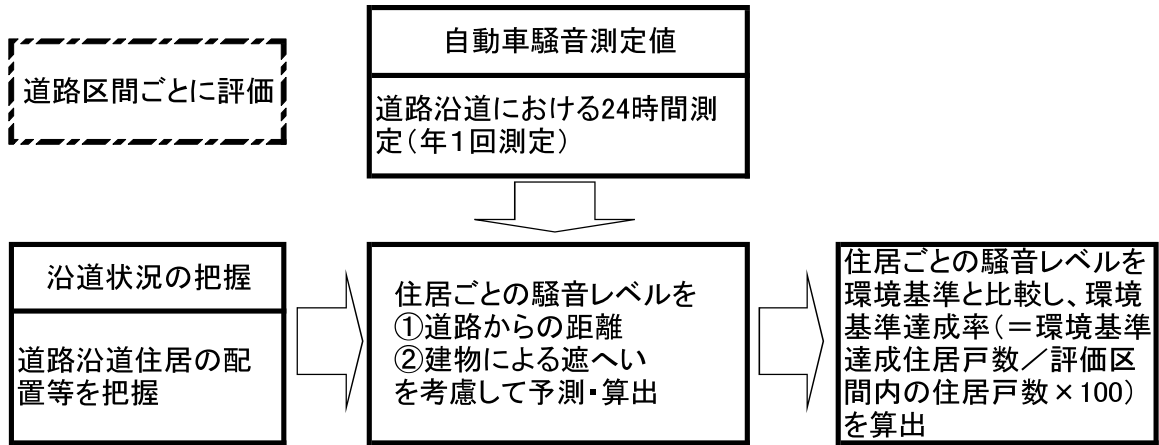
なお、過去の環境基準達成率は、令和 4 年度（昼間：97.2%、夜間：95.9%）及び令和 3 年度（昼間：97.1%、夜間：97.0%）であった。

調査対象<評価区間> (住居戸数)	環境基準達成率			
	昼間 (6時～22時)		夜間 (22時～6時)	
	全体	最大～最小	全体	最大～最小
高速自動車国道<1区間> (118戸)	100% [-]	100～100%	100% [-]	100～100%
都市高速道路<0区間> (0戸)	- [-]	-	- [-]	-
国道<90区間> (14,398戸)	92.3% [90.9%]	100～0%	89.7% [87.6%]	100～0%
府道<100区間> (23,054戸)	99.2% [97.2%]	100～66.7%	98.2% [96.0%]	100～71.4%
市道<22区間> (18,850戸)	99.5% [98.9%]	100～97.0%	99.6% [98.9%]	100～95.4%
全体<213区間> (56,520戸)	97.5% [97.2%]	100～25%	96.5% [95.9%]	100～0%

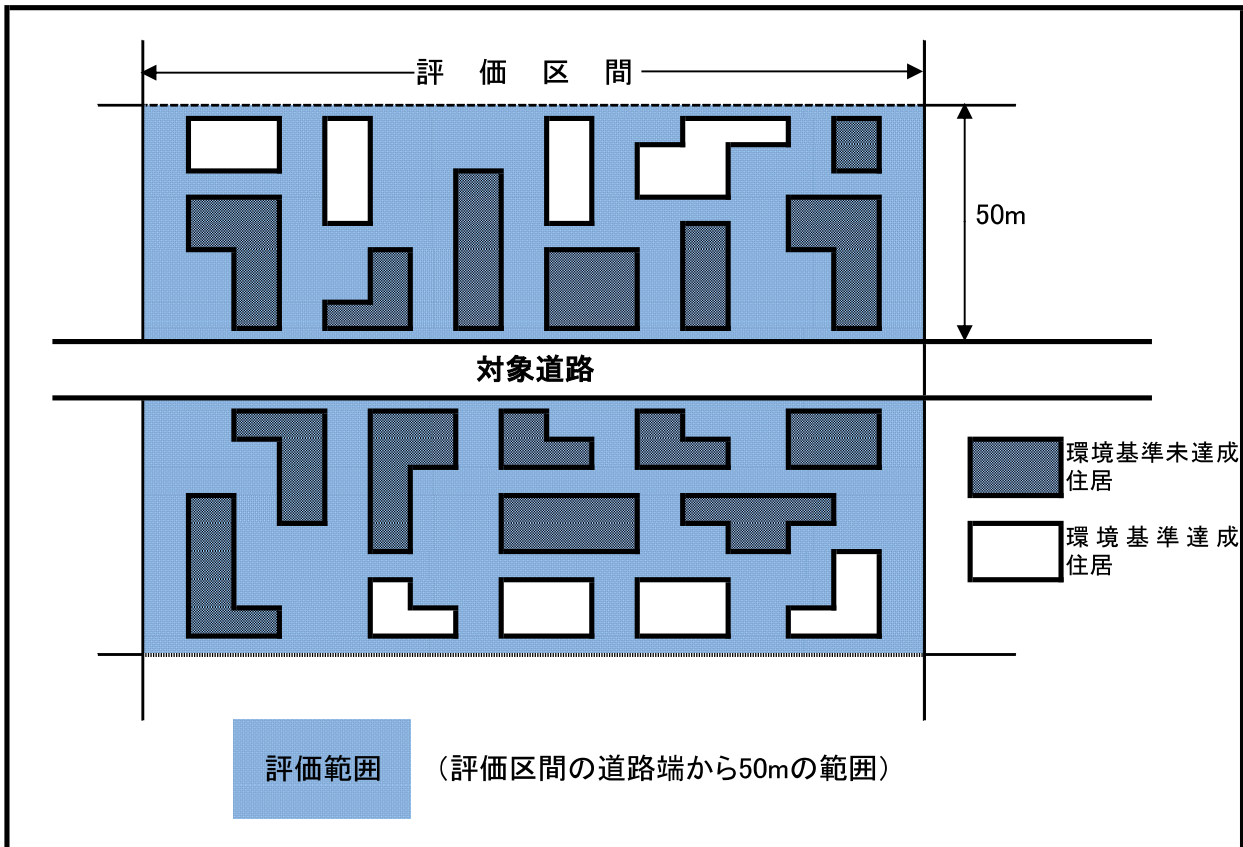
(注1) [ ] 内は令和 4 年度の全国の調査結果 (847 地方公共団体で実施)

(注2) 複数の評価区間に属する住居が存在するため、各調査対象の住居戸数の合計と全体の住居戸数は一致しない。

## 自動車騒音測定結果評価システムの概要



### 評価のイメージ



## 5 高浜発電所及び大飯発電所に係る環境影響監視結果等

### (1) 発電所に係る環境影響監視の概要

京都府では、昭和48年度から関西電力株式会社高浜発電所（出力82.6万kW原子炉2基、87万kW原子炉2基）に係る環境監視（放射線及び同発電所からの温排水の影響調査）を実施しているところであるが、福島原発事故を契機として、平成24年度からは同社大飯発電所〔出力117.5万kW原子炉2基（平成30年3月1日運転終了）、118万kW原子炉2基〕に係る環境監視も実施している。

令和5年度、放射線監視については、①舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町及び伊根町に設置した合計14か所の放射線測定所での空間放射線空気吸収線量率の連続測定、②環境放射能測定車による定点測定、③環境放射線調査車による走行サーベイを実施した。

また、原子力発電所から半径約30km以内の地点から採取した米、野菜等の環境試料について、放射性核種の分析を実施した。

さらに、温排水の拡散状況を把握するため、<sup>けしま</sup>毛島、<sup>うまだてしま</sup>馬立島周辺海域25定点での水温、塩分等の分布調査（温排水影響調査）を実施した。

### (2) 監視結果

令和5年度に実施したこれらの調査・監視の結果については、例年とほぼ同程度であり、異常は見られなかった。

令和5年度環境影響監視の概要

	項目	内容、方法等	調査地点	頻度
環境放射線監視	空間放射線 空気吸収 線量率	放射線測定所	舞鶴市内6か所 おおよま きちさか くらほし しおくみ おか (大山、吉坂、倉梯、塩波、岡 安、地頭)	連続
			綾部市内3か所 おいとみ うえすぎ やつあひ (老富、上杉、八津合)	
		宮津市内1か所 じようし (上司)		
		南丹市内2か所 もりさと しま (盛郷、島)		
		伊根町1か所 ひで (日出)		
		京丹波町1か所 ほんじよう (本庄)		
	環境放射能測定車による 定点測定	東舞鶴地域3地点	4回/年	
	環境放射線調査車による 走行サーベイ	東舞鶴地域一円 綾部老富地区 綾部・西舞鶴地域 福知山市区 伊根・橋北地区 宮津・栗田・由良地区 京丹波町地域 南丹市美山町地域 京都市上弓削町地域 広河原・久多地域	4回/年	
	環境試料中の核種分析	米、大根、生椎茸、小豆、 馬鈴薯、梅、きゅうり、 松葉、よもぎ、牛乳、め ばる、さざえ、なまこ、 わかめ、あじ等	原子力発電所から半径約30 km以内の 陸上 22か所 海上 7か所	1~12回/年
	温排水影響調査 (分布調査)	水温、塩分等	けしま うまだてしま うちうらわん 毛島、馬立島、内浦湾湾口部 周辺海域 25定点	6回/年



令和5年度環境影響監視結果の概要

環 境 放 射 線 監 視	空間放射線 空気吸収線 量率	放射線測定 所	<p>○年平均值は、例年と比較して大きな変動は認められなかった。</p> <p>○月別平均線量率は、年間を通じてほぼ同じレベルで推移した。</p> <p>＜年間平均值＞</p> <table border="0"> <tr> <td>大山</td> <td>30 nGy/時</td> <td>上杉</td> <td>29 nGy/時</td> </tr> <tr> <td>吉坂</td> <td>35 nGy/時</td> <td>八津合</td> <td>37 nGy/時</td> </tr> <tr> <td>倉梯</td> <td>34 nGy/時</td> <td>上司</td> <td>48 nGy/時</td> </tr> <tr> <td>塩汲</td> <td>35 nGy/時</td> <td>盛郷</td> <td>49 nGy/時</td> </tr> <tr> <td>岡安</td> <td>37 nGy/時</td> <td>島</td> <td>36 nGy/時</td> </tr> <tr> <td>地頭</td> <td>39 nGy/時</td> <td>日出</td> <td>38 nGy/時</td> </tr> <tr> <td>老富</td> <td>42 nGy/時</td> <td>本庄</td> <td>36 nGy/時</td> </tr> </table>	大山	30 nGy/時	上杉	29 nGy/時	吉坂	35 nGy/時	八津合	37 nGy/時	倉梯	34 nGy/時	上司	48 nGy/時	塩汲	35 nGy/時	盛郷	49 nGy/時	岡安	37 nGy/時	島	36 nGy/時	地頭	39 nGy/時	日出	38 nGy/時	老富	42 nGy/時	本庄	36 nGy/時
	大山	30 nGy/時	上杉	29 nGy/時																											
吉坂	35 nGy/時	八津合	37 nGy/時																												
倉梯	34 nGy/時	上司	48 nGy/時																												
塩汲	35 nGy/時	盛郷	49 nGy/時																												
岡安	37 nGy/時	島	36 nGy/時																												
地頭	39 nGy/時	日出	38 nGy/時																												
老富	42 nGy/時	本庄	36 nGy/時																												
		<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 環境放射能測定車</li> <li>▪ 環境放射線調査車</li> </ul>	<p>○放射線測定所の結果とほぼ同程度で、大きな変動は認められなかった。</p> <p>＜環境放射能測定車＞ 22～37 nGy/時</p> <p>＜環境放射線調査車＞ 17～97 nGy/時</p>																												
	環境試料中の核種分析		<p>○セシウム-137等については、検出された試料があったが、例年と同程度で、過去の核実験等の影響と考えられる。</p> <p>○陸水、海水等のトリチウム濃度では異常は認められなかった。</p>																												
	温排水影響調査（分布調査）		<p>○過去の結果と比較して特段の異常は認められなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 令和5年4月に実施した調査において、高浜発電所からの温排水の拡散が内浦湾奥部で認められた。</li> <li>▪ 令和5年6月に実施した調査においては、温排水の拡散は認められなかった。</li> <li>▪ 令和5年8月に実施した調査において、高浜発電所からの温排水の拡散は内浦湾内及び湾口から北北東に2kmの範囲で認められた。</li> <li>▪ 令和5年10月、12月、令和6年2月に実施した調査において、高浜発電所からの温排水の拡散が内浦湾湾口部で認められた。</li> </ul>																												